

内閣府(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
	区分	分野									団体名	支障事例
3	B	地方に対する規制緩和	その他	公共施設等運営権制度(コンセッション)の導入に関して手続の見直し	公共施設等運営権制度(コンセッション)の導入に関して、手続の見直しにより、条例の簡潔化、事務の簡略化がなされるよう見直しを求める。	公の施設に、財産の使用許可などを伴うコンセッション方式を導入する場合、利用許可権限の委任にあたり、PFI法による運営権の設定に加えて地方自治法による指定管理者の指定(指定管理者制度との重量適用)という、2つの法律に基づく手続を要するが、条例の規定が複雑であること、事務手続が煩雑であることから、速やかな導入が行えずにいる。	手続の見直しにより、条例の簡潔化、事務の簡略化が期待でき、民間事業者による安定的で自由度の高い運営を可能とすることにより、利用者ニーズを反映した質の高いサービスを提供できる。	民間資金等の活用による公共施設等の整備の促進に関する法律第2条第6項、第16条 地方自治法第244条の2第1項、第3項	内閣府、総務省	神奈川県		宮城県、ひたちなか市、愛知県 ○使用許可権限を委任する場合、PFI法による運営権の設定と地方自治法による指定管理者の指定という手続きが必要となり、条例の規定が煩雑で事務手続きも煩雑となるので、コンセッション方式の導入に関する手続きの簡略化を求めるもの。 ○本県においても、コンセッションと指定管理の併用の必要性から、条例の複雑化、事務の煩雑化、コンセッション事業者の地位等の分かりづらさといった課題が生じている。
62	B	地方に対する規制緩和	その他	公共施設等運営権(コンセッション)事業者に対する施設利用許可権限の付与	施設利用に許可を要する公の施設(公共施設等運営権制度(コンセッション)を導入する場合、指定管理者制度を重量適用しなくても、コンセッション事業者が施設の利用許可を行えるようにすること。 本県では、新設する国際展示場(施設利用に許可を要する公の施設、行政財産)にコンセッション方式を導入することとしている。PFI法による運営権の設定に加えて、地方自治法による指定管理者の指定(指定管理者制度との重量適用)という、2つの法律に基づく手続を要することから、以下の支障が生じている。 □ 条例の規定が複雑 □ 事務手続が煩雑 □ 運営事業者の地位及び権利関係(コンセッション事業者の行為がPFI法に基づく運営権によるものか、地方自治法に基づく指定管理権限によるものか)が分かりづらい	手続の見直しにより、条例の簡潔化、事務の簡略化、コンセッション事業者の地位・権利関係の明確化が期待される。	・地方自治法 ・民間資金等の活用による公共施設等の整備の促進に関する法律(PFI法)	内閣府、総務省	愛知県		宮城県、ひたちなか市、神奈川県、刈谷市、京都府 ○使用許可権限を委任する場合、PFI法による運営権の設定と地方自治法による指定管理者の指定という手続きが必要となり、条例の規定が煩雑で事務手続きも煩雑となるので、コンセッション方式の導入に関する手続きの簡略化を求めるもの。 ○利用料金の徴収を行う既設の公共施設の維持管理・運営において、コンセッション方式により選定を受けた民間事業者が第三者への使用許可権限を付与するためには、指定管理者の指定をしなければならない。この重量適用問題では、先に出されています条例の規定内容の複雑さ等の支障事例のほか、コンセッション方式に基づく契約期間と指定管理者制度における指定期間との違い(※)が、民間事業者のノウハウを生かした施設の効果的な活用につながると考える。 ※コンセッション方式に基づく契約期間…10年以上の長期 指定管理者制度における指定期間…制度的には長期も可能だが、9割以上の市町村が5年以下としている。(平成28年3月総務省自治行政局行政経営支援室取りまとめによる「公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査結果」より) ○現在、某スタジアムにおいて、コンセッション方式の導入を念頭に置いたPFI導入可能性調査を実施していますが、提案団体同様、施設利用に許可を要する公の施設にコンセッション(PFI)を導入する場合、指定管理者制度を重量適用しないとコンセッション事業者が施設の利用許可を行えない場合があることが判明した。	
64	B	地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	津波浸水想定区域にある要配慮者利用施設の高台移転に係る国庫補助要件の緩和	津波浸水想定区域内で、周囲に住宅がないものの、現に居住者が存在する要配慮者利用施設が単独で存在する場合、居住者数など当該施設の実態を踏まえ、集団移転促進法の特例の対象とするよう、国庫補助の要件緩和を求める。	県内の市町村には、周囲に住宅がない場所に高齢者施設が立地しているケースがある。 当該施設は、100名以上が現に居住しており、政令で定める移転対象である住居数(十戸を下らない範囲内で国交省令で定める)と同等以上の者が居住しているが、防災集団移転促進事業、津波避難対策緊急事業などの国庫補助を活用できず、高台移転が滞っている。 津波浸水想定区域内に立地する要配慮者利用施設の高台移転については、周囲に住宅が無い場合においても当該施設の実態に応じ、国庫補助を活用できるよう、補助要件の緩和を求める。	要配慮者利用施設の高台移転が促進されることで、浸水リスクが低減され、住民の生命・財産の保全に資する。	・南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第16条 ・同施行令第7条、第9条 ・防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律第2条第2項、第3条第2項 ・同施行令第1条	内閣府、国土交通省	愛知県	ひたちなか市、沖縄県 ○現在、要配慮者利用施設は津波浸水想定範囲内にはないが、災害の発生場所によっては補助要件の緩和が必要である。 ○当市には、該当施設はないが、事前に行われる対策として推進するためには有用な提案だと考える。	
295	B	地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の対象要件の緩和	「防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の対象要件について、要配慮施設単独移転の場合でも措置の対象とする。	「防災のための集団移転促進事業として国庫補助を受けるためには、その区域が10戸以上の規模である必要がある。ところが、本市南部に位置する津波浸水被害が予測されるエリアにおいて、老人福祉施設・特別養護福祉施設が存在するものの、周囲に住宅等が存在しないため、集団移転事業としての要件を満たさず措置対象とならない。 ※南海トラフ特措法においては、集団移転に関連して、移転が必要と認められる高齢者、障害者、乳幼児、児童、生徒その他の迅速な避難の確保を図るために特に配慮を要する者が利用する施設(要配慮施設)の用に供する土地も当該補助の対象として認められている。	要配慮者利用施設が単独で存在する場合にも措置対象とすることで、当該施設の高台移転がスムーズに行われ、浸水リスクが低減される。	・防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令第1条 ・南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第12条第1項第4号	内閣府、国土交通省	豊橋市	ひたちなか市 -	

管理 番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改革による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
137	B	地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	災害救助法の特別基準の設定に係る内閣総理大臣への協議・同意の廃止	災害救助法に基づく救助に関し、特別基準の設定に係る内閣総理大臣の協議・同意を廃止するとともに、設定に伴う財源措置を確実に行うこと。	災害救助法に基づく救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準は、内閣府告示で定められており(いわゆる一般基準)、これと異なる基準を適用する場合には、施行令により、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で定める(いわゆる特別基準)こととされている。 気候、風土や生活習慣等の地域特性や、被害の規模・様相に柔軟に対応し、被災者のニーズに迅速に対応するためには、被災自治体の判断が尊重されるべきである。 また、災害救助の実務上、大規模な災害が発生するたびに特別基準が必要となっており、その協議に時間を要している。	被災地のニーズが迅速に救助内容に反映され、的確で十分な被災者支援が実現する。	災害救助法施行令第3条	内閣府	関西広域連合 (共同提案) 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市	酒田市、常総市、川崎市、多治見市、亀岡市、神戸市、奈良県、岡山県、北九州市、田川市、熊本県、沖縄県	○熊本地震においては、過去の災害で認められた事例であっても特別協議を要するなど、県に裁量の余地がなく、被災地の実情に応じた迅速な対応が困難であった。 ○実際の救助にあたっては被害の規模や様相に柔軟に対応することが求められる。従って、本市においても、内閣総理大臣への協議・同意を要することなく、被災自治体の判断により特別基準を設定することで、迅速・的確な救助活動が実施できると考える。 ○大規模災害時が起こるたびに特別基準が適用されているため、事務が煩雑になり、確認に時間を要している。初めから基準を定めるか、指針を決めて県単位で行うべきと感じる。 ○災害や被害の程度は地域によって異なることから、被災者のニーズに迅速、的確に対応するためには、内閣総理大臣の協議、同意を要しない特別基準の設定は有効と考えられる。 そのため、財源措置のあり方も含めて、制度の見直しについて、検討する必要がある。 ○避難所の設置や食品・飲料水の提供について、国が一律に定めた一般基準では7日以内となっている中、東日本大震災時、本市では約1か月半を要しており、その都度延長申請が必要となるなど、被災者ニーズへの迅速な対応や円滑な応急対策を実施する上で、大きな支障となっており、被災自治体の判断が尊重される仕組みとすべきである。
254	A	権限移譲	医療・福祉	認定こども園に関する情報提供の権限移譲	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(認定こども園法)第28条に基づく情報の提供について、変更届の受理(第29条)に係る権限を有する自治体等が行えるよう法令を改正する。	情報の提供主体が知事となっているが、認可認定権限を有していないため、政令市・中核市から情報提供を受けなければ公表できず、事務が煩雑である。29条に規定される変更届の受理が認可・認定権者と一致することになったため、情報の提供の主体についても認可・認定権者と一致させるべき。	第28条に基づく情報の提供について、認可認定権限と一致させることにより役割・手続きが明確になり、ひいては事業者の負担軽減につながる。	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 第28条	内閣府、文部科学省、厚生労働省	大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、京都市、大阪市、神戸市、関西広域連合	福島県、横浜市、高槻市、鳥取県、北九州市	○認可・認定手続きと一致させることは、事業者の負担軽減につながるため効果的であると考ええる。 ○当該規定に基づき、認定こども園の認可・認定に係る申請書類等を一式提出することが県より求められているところであり、事務負担となっている。 ○政令市や中核市からの届出の事務を省略でき、なおかつ認可、認定権者が責任を持って公表することは重要であると考ええる。

総務省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
3	地方に対する規制緩和	その他	公共施設等運営権制度(コンセッション)の導入に関して手続の見直し	公共施設等運営権制度(コンセッション)の導入に関して、手続の見直しにより、条例の簡潔化、事務の簡略化がなされるよう見直しを求める。	公の施設に、財産の使用許可などを伴うコンセッション方式を導入する場合、利用許可権限の委任にあたり、PFI法による運営権の設定に加えて地方自治法による指定管理者の指定(指定管理者制度との重畳適用)という、2つの法律に基づく手続を要するが、条例の規定が複雑であること、事務手続が煩雑であることから、速やかな導入が行えづらい。	手続の見直しにより、条例の簡潔化、事務の簡略化が期待でき、民間事業者による安定的で自由度の高い運営を可能とすることにより、利用者ニーズを反映した質の高いサービスを提供できる。	民間資金等の活用による公共施設等の整備の促進に関する法律第2条第6項、第16条 地方自治法第244条の2第1項、第3項	内閣府、総務省	神奈川県		宮城県、ひたちなか市、愛知県 ○使用許可権限を委任する場合、PFI法による運営権の設定と地方自治法による指定管理者の指定という手続きが必要となり、条例の規定が煩雑で事務手続きも煩雑となるので、コンセッション方式の導入に関する手続きの簡略化を求めるもの。 ○本県においても、コンセッションと指定管理の併用の必要性から、条例の複雑化、事務の煩雑化、コンセッション事業者の地位等の分りづらさといった課題が生じている。	
62	地方に対する規制緩和	その他	公共施設等運営権(コンセッション)事業者に対する施設利用許可権限の付与	施設利用に許可を要する公の施設に公共施設等運営権制度(コンセッション)を導入する場合、指定管理者制度を重畳適用しなくても、コンセッション事業者が施設の利用許可を行えるようにすること。	本県では、新設する国際展示場(施設利用に許可を要する公の施設。行政財産)にコンセッション方式を導入することとしている。PFI法による運営権の設定に加えて、地方自治法による指定管理者の指定(指定管理者制度との重畳適用)という、2つの法律に基づく手続を要することから、以下の支障が生じている。 □ 条例の規定が複雑 □ 事務手続が煩雑 □ 運営事業者の地位及び権利関係(コンセッション事業者の行為がPFI法に基づく運営権によるものか、地方自治法に基づく指定管理権限によるものか)が分りづらい	手続の見直しにより、条例の簡潔化、事務の簡略化、コンセッション事業者の地位・権利関係の明確化が期待される。	・地方自治法 ・民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(PFI法)	内閣府、総務省	愛知県		宮城県、ひたちなか市、神奈川県、刈谷市、京都府 ○使用許可権限を委任する場合、PFI法による運営権の設定と地方自治法による指定管理者の指定という手続きが必要となり、条例の規定が煩雑で事務手続きも煩雑となるので、コンセッション方式の導入に関する手続きの簡略化を求めるもの。 ○利用料金の徴収を行う既設の公共施設の維持管理・運営において、コンセッション方式により選定を受けた民間事業者に第三者への使用許可権限を付与するためには、指定管理者の指定をしなければならない。この重畳適用問題では、先に提出されています条例の規定内容の複雑さ等の支障事例のほか、コンセッション方式に基づく契約期間と指定管理者制度における指定期間との違い(※)が、民間事業者のノウハウを生かした施設の効果的な活用の妨げになっていると考える。 ※コンセッション方式に基づく契約期間…10年以上の長期 指定管理者制度における指定期間…制度的には長期も可能だが、9割以上の市町村が5年以下としている。(平成28年3月総務省自治行政局行政経営支援室取りまとめによる「公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査結果」より) ○現在、某スタジアムにおいて、コンセッション方式の導入を念頭に置いたPFI導入可能性調査を実施していますが、提案団体同様、施設利用に許可を要する公の施設にコンセッション/PFIを導入する場合、指定管理者制度を重畳適用しないとコンセッション事業者が施設の利用許可を行えない場合があることが判明した。	
129	地方に対する規制緩和	その他	国に移譲を要請できる事務の範囲の拡大	国に移譲を要請できる事務の範囲が密接に関連する事務に限定されていることで要請権が実質的に行使できないことからその見直しや要請を行ったときは、協議に応じるべきことを求める。	地方自治法第252条の17の2による「条例による事務処理特例制度」では、市町村長から都道府県知事に対し知事の権限の一部を当該市町村に移譲するよう要請することができ、要請があったときは、都道府県知事は速やかに当該市町村長と協議しなければならない(同条第4項)とされている。 一方、国からの事務・権限移譲を受けることのできる広域連合においては、都道府県の加入する広域連合長は、国の行政機関の長に対し、その事務の一部を当該広域連合が処理することとするよう要請することができる(地方自治法第291条の2第4項) 【支障事例】 現行規定では、移譲を求めることができる事務は広域連合が現在担っている事務と密接に関連する事務に限定されているため、国からの事務移譲がともなわれないまま、事務の持ち寄りを行った場合には効果的な事務遂行ができず、要請権の行使に先立って、構成団体から関連する事務だけを持ち寄ることを求められるため、実質的にその行使ができない。 また、要請にあたり、構成団体の同意形成等に時間、労力を費やすこととなるが、国に移譲を要請したとしても「条例による事務処理特例制度」とは異なり、協議にも応じてもらえず、徒労に終わる可能性がある。そのため、国に対して広域連合が必要とする事務の移譲を要請する機運が高まらない。	国から移譲される事務と構成団体から持ち寄った事務を一体的に処理することにより、二重行政の解消や事務集約化による効果が得られる。	地方自治法第252条の17の2第3項、第4項 第291条の2第4項	総務省	関西広域連合(共同提案) 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都府、堺市			
264	地方に対する規制緩和	土木・建築	「空家等対策の推進に関する特別措置法」の対象の拡大	一部の住戸に居住者がいる長屋の空き住戸についても、「空家等対策の推進に関する特別措置法」の対象とされたい。	【現状】 府内では、区分所有されている長屋の一部が空き住戸となっており、長年放置されたことよって屋根や柱などの主構造部が腐食し隣の住戸に悪影響を及ぼしている長屋が多数存在している。 【支障事例】 空家等対策の推進に関する特別措置法(以下、「法」という)は、対象となる空家について、第2条において、「建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの」と規定しており、建築物単位で「空家等」に該当するか否かを判断するため、1棟に複数戸が連なる長屋は、一部の住戸に居住者がいれば、法の定める「空家等」とみなされない。そのため、法に基づく固定資産税情報等の利用ができず、登記簿原本により判明した所有者に対し文書送付を行っているが、転居や死亡されている事案が多く指導等に苦慮しているほか、税制上の措置(勧告に伴う固定資産税の住宅用地特例の適用除外)ができず、改善の働きかけの実効性に支障をきたしている。 【制度改正の必要性】 「平成28年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成28年12月20日閣議決定)において、各地方公共団体の取組事例等について、平成29年度中に情報提供を行う旨の対応方針が示された。 府内でも、自主条例を制定し、法が規制対象としない長屋の空き住戸に対する助言・指導等の措置規定を設けて、対応している自治体はある。しかし、固定資産税情報等の利用や税制上の措置については、法への明記が必要である。	法が施行され、府民に浸透してきたことで、課税情報等を利用して所有者に改善を働きかけ、問題解決に至るケースが増加してきた。 府内には管理不全の長屋が多数存在することから、当該長屋の空き住戸についても法の対象とすることで、所有者等の特定や改善の働きかけの実効性が高まり、これまで以上に府民の住環境の改善が図られる。	空家等対策の推進に関する特別措置法 第2条	総務省、国土交通省	大阪府、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都府、堺市、関西広域連合	いわき市、ひたちなか市、桐生市、多治見市、静岡市、豊橋市、松原市、伊丹市、堺市、神戸市、伊丹市、愛媛県、田川市、佐賀県、大村市、宮崎市 ○ 当市も特性として長屋が多く存在するため、一部居住の長屋の空き家に対して指導できるように自主条例を制定している。法で長屋を担保していただければ、幸いである。 ○ 戸建て住宅では、相続登記が適切になされておらず、その所有者の特定に時間を要しているものがあるため、今後、同様の事例が発生するおそれがある。 ○ 当団体で、老朽建築物を対象とした条例を制定している。条例により、居住実態等がある家屋であっても、周辺環境に対して危険な状態であれば一部が空き家となっている長屋も対象としてその解消措置をとるよう所有者に求められる。しかし、税情報の利用等については、条例ではなく法律で規定すべき事項であり、現状では長屋等における所有者特定は、戸建空き家比べて難しい状況となっている。 ○ 長屋等については、大半が空き家となっており、居住者が一人でもいる場合は、特別措置法に基づく空き家等に該当しないことから、空き家対策の主体である市町が対策を講じていることができないのが現状である。当県でも長屋住宅がまだ数多く残っていることから、同様の支障事例がある。長屋等についても、市町が空き家対策の一環として取り組めるよう、制度改正は必要と考える。 ○ 区分所有されている長屋において、一部住戸に居住者がいるために、管理不十分状態の空き住戸があっても特措法に規定する措置の対象とならないものが市内には多く存在する。長屋は構造的に一体であるため、隣接する住戸へ雨水が浸入するなど、周辺への影響度は戸建住宅より高い場合がある。また、居住者が空き住戸部分の管理をすることは不可能であることから、一部居住のある家屋であっても、特措法に規定する措置の対象とすべきと考える。 ○ 当市において、長屋の一部は破壊は建築基準法の危険建築物として対応している。空家等対策の推進に関する特別措置法と建築基準法での調査権限、措置に違いがあることから、長屋に限らず周辺に悪影響を及ぼしている建築物は、空き家であるか否かによってその取扱いが変わるため、業務に支障をきたしていることから、本提案は妥当であると考えられる。 ○ 当市でも同様に居住者がいる長屋の空き家が管理が悪く、倒壊のおそれがあるなどの相談が寄せられ、対応に苦慮した事例がある。 ○ 当市においては、条例を制定し、空家空地対策に取組んでいるところであるが、所有者調査における固定資産税情報の取得に関しては法根拠が必要であるため、提案団体と同様の支障事例が生じている。 ○ 当市においても長屋の一部の空き家が倒壊や部材の落下のおそれ等により周辺の居住環境に悪影響を及ぼしているものが数からの特徴が多量に存在している。これらの空き家を法の対象とし、課税情報の利用による迅速な所有者の特定及び法を根拠とすることで、早期に危険箇所の是正改善を促進する。 ○ 当市においては、戦時中に建てられた長屋が多数存在しており、その多くが老朽化した状態で、周辺住民からの苦情も多く大変苦慮している。これらの長屋にも特措法が適用できるようになれば、指導・助言、助産、助産、助産、助産と適切に対応することが可能となる(少なくとも区分所有している長屋については特措法が適用できるようになってほしい)。 ○ 当市においても、老朽化した長屋住戸の一部についての相談を付けているが、法では空家等と定義されていないため、固定資産税情報等の利用ができず、登記簿原本により判明した所有者に対し文書送付を行っているが、転居や死亡されている事案が多いため、対応に苦慮している。		

文部科学省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
65	8	地方に対する規制緩和	教育・文化	高等学校等就学支援金に係る支給期間の要件緩和	高等学校等就学支援金制度における支給期間は、36月(定時制等の場合は48月)とされていることから、やむを得ない理由等により対象者が留年した場合に、同制度による支援が受けられないため、個々の事情を斟酌したうえで支給期間を延長することができるよう、要件を緩和すること。	【制度改正の経緯】 就学支援金の支給期間は、最大で36月である。(ただし、高等学校・中等教育学校後期課程の定時制・通信制課程及び専修学校高等課程、一般課程の夜間等学科・通信制学科に在籍する場合は最大で48月。)このため、3年(定時制・通信制は4年)を超えて在学している生徒は対象外とされている。 【支障事例】 年度の途中から、長期療養などやむを得ない理由により休学した者について、留年後の1年間のうち、重ねて修学することとなる休学期間の相当する月数については就学支援金制度の対象から外れることとなる。 平成28年度末で、平成26年度の制度開始から36月経過しており、平成29年度に入り上記理由により留年した者の重ねて修学することとなる月数が、就学支援金制度の対象から外れる者が生じており、本県では少なくとも2名が該当する。 【制度改正の必要性】 長期療養等のやむを得ない理由により対象者が留年する場合も考えられるが、支給期間は最大で36月(定時制等の場合は48月)とされており、その事情を斟酌する制度となっていないことから、修業年限の制限について早急に緩和する必要がある。	高等学校等就学支援金の支給に関する法律第3条第2項第2号 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令第2条 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第2条	文部科学省	愛知県		北海道、青森県、岩手県、秋田県、山形県、埼玉県、千葉県、静岡県、滋賀県、大分県、奈良県、高知県、徳島県、香川県、高松市、愛媛県、熊本県、高知県、鹿児島県、沖縄県	いじめを原因として不登校となった生徒が1名対象外となっている事例がある。本制度は、学び意欲のある高校生が安心して教育を受けられるよう家庭の教育費負担を軽減する制度であることから、支給期間を延長できるように制度の拡充は必要である。 本県においても、支給上限月数を超えて在学する生徒が生じており、超過部分に対する支援金は支給されていない。 病気等による長期療養などやむを得ず在学期数が支給上限月数を超える場合もあるため、柔軟に対応できる制度へ改正する必要がある。 費用面や家庭事情、個人的事情により留年を余儀なくされる生徒もおり、就学の機会を失うことは教育上好ましくないため、支給期間を僅かでも延長することが望ましいと考える。 年度の途中から、長期療養などやむを得ない理由により休学、留年した者については重ねて修学することとなる月数が、就学支援金制度の対象から外れる者が生じる可能性がある。現在、本県で該当する可能性のある者は少ないが、制度開始から時間が経つにつれてそういった生徒が出てくる可能性も増えることから、修業年限の制限の緩和を行う必要がある。また、学び直し支援金も退学していない生徒は対象とならないことから、上記のような生徒は早急に修業年限の制限の緩和を行うことで教育機会の均等を図る必要がある。 長期療養などやむを得ない理由により休学した者については、留年後の1年間のうち、重ねて修学することとなる休学期間の相当する月数については就学支援金制度の対象から外れることとなる。 また、単位当たりの授業料を設定している単位制の学校においては、長期療養などやむを得ない理由により休学した者について、留年後の1年間のうち、重ねて修学することとなる休学期間の相当する月数だけでなく単位数についても、就学支援金制度の対象から外れることとなる。個々の事情を斟酌したうえで、支給期間を延長することや、支給限度単位数を引き上げることができるよう、要件を緩和する必要がある。 当県においても、平成16年度入学生で、病氣により5ヶ月間休学した後、平成29年4月に原級留置で復学した生徒について、支援金の支給期間が6ヶ月に達する平成29年3月で終了する予定である。そのため、その後の7ヶ月分については支援金の対象外となる事例が発生している。また、同様の事例が他にも2名いることが確認されている。 今後も同様の事例が発生することが見込まれるため、支給期間の要件について早急に緩和する必要がある。 やむを得ない理由等により留年したため、対象の生徒が就学支援金の支給期間を超過し、生徒に授業料の負担を求めるケースは今後起こりうることである。他の生徒との授業料負担の均等を図るために、個々の事情を考慮し、支給期間を延長することができるよう、要件を緩和することが必要である。 本県の全日制の課程において、病氣療養等やむを得ない理由により在学期間が36月を超過した生徒は、平成29年6月現在で2名いる。 高等学校等就学支援金制度については、修業年限超過部分や単位超過部分等を対象外とせず、所得制限基準未達は全て就学支援金の支給対象となるよう全国統一の制度とするとともに、所得制限導入に伴い発生する人的経費や事務費等は地方に財政負担を生じさせることがないよう、国が確実に全額措置すること。 また、衆参両議院の両帯決議を踏まえ今後制度の検証を行う際には、都道府県教育委員会等の意見を十分に聴取し制度の改善を図ること。 本県においても修業年限超過により授業料免除した事例が平成28年度で32件あり、支給期間の制限により就学支援金制度の対象者から外れる者が生じている。提案理由にあるように留年する生徒は、病氣や経済的な理由などやむを得ない理由の者も多い。高等学校を卒業することの重要性を勘案した場合、学ぶ意欲のある生徒が安心して勉学に打ち込める環境を整備していくことは、国も共に支援すべきと考えられることから、修業年限の制限について見直す必要がある。 本県では高等学校等就学支援金制度の支給期間36月(定時制48月)を超えた生徒に授業料減免を行っているが、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に資する。以上の趣旨も踏まえ、期間や単位数に係る支給対象の上限を勘視し、(それに係る費用も)国の負担とすることが必要と考える。

文部科学省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		
	区分	分野									団体名	支障事例	
													団体名
227	A	権限移譲	教育・文化	私立幼稚園の認可権限等の移譲	現在、道府県が行っている「私立幼稚園の認可、認可に必要な答申を審議する「私立学校審議会」の設置運営、私立幼稚園への「運営指導、及び「補助金交付」にかかる事務の権限・財源を指定都市に移譲	認可及び認可に伴う指導権者と、給付対象施設としての確認及び給付費支給や確認監査による指導等を行う者が一元化していない困難さや権限感が、設置者にとって事務負担増と捉えられ、子ども・子育て支援新制度への移行が進まない要因になっている。 幼・保・小継続や教育・保育の質の向上に向け、近隣施設間の連携や研究・研修に取り組むにあたり、現在の市との関係性の弱さから個別園との信頼関係構築に時間を要する場合がある。 認可定員設定は、幼保連携型、保育所型、地方就農型の認定こども園は市が、幼稚園型認定こども園と幼稚園は県が行うため、子ども・子育て支援事業計画における1号認定の量の見込みと確保方策の進行管理を行っていく、幼稚園団体からも、教育ニーズに応じた政策的な園配置や定員設定を行うよう希望がある。 27年度提案の回答では、「私立幼稚園は市町村の区域を超えて利用されており、広域的な見地から配慮が必要」とのことであったが、指定都市のような大きな基礎自治体の私立幼稚園については市域内からの通園がほとんどである。当該地域における幼児児童に係る需要動向を最も把握している指定都市が主体的に認可判断を行うことが、むしろ住民・利用者のニーズに迅速かつ確に 対応できるものと考え。また、市域外から通園する幼児児童についても、幼稚園の職員から把握することや、保育所の普外保育のように必要に応じて近隣市町村との調整をすることが可能であることから、認可判断に支障はなく、市に認可権限を委譲することが、広域的見地を欠くとは限らないと考える。 また、幼稚園のみを運営する法人に比べ幼稚園と小・中・高等学校を運営する法人は少なく、学校種別により手続き先が異なる影響は限定的である。 さらに、事務処理特例により対応可能であったが、私学助成補助金の交付は事務処理特例で対応できず、本市が要望する包括的な権限・財源の移譲は実現しない。補助金交付が伴わない認可・指導権限の移譲では、実質的に行使できる権限の範囲は限られ、実効性の担保がない。	認可保育所等と同様、設置認可権限等を本市で一元管理することで、給付対象施設への移行促進、市民ニーズに応じた教育・保育資源の確保・充実、質の向上に向けた円滑な対応が可能となり、保育所得権児童解消の継続をはじめ、幼児教育行政と保育行政の総合的な施策推進が可能となる。	学校教育法第4条第3項、私立学校法第5条、私立学校振興助成法第9条	文部科学省	横浜市		横浜市、大府市、北九州市	本市においても、従来型私立幼稚園の認定こども園への移行を促進させるためには、設置認可権限等を指定都市で一元管理し、私立幼稚園と市の信頼関係を構築することが必要であると考え
254	A	権限移譲	医療・福祉	認定こども園に関する情報提供の権限移譲	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(認定こども園法)第38条に基づき(情報の提供)について、変更届の受理(第29条)に係る権限を有する自治体等が行えるよう法令を改正する。	情報の提供主体が知事となっているが、認可認定権限を有していないため、政令中核市から情報提供を受けなければ公表できず、事務が煩雑である。29条に規定される変更届の受理が認可・認定権者と一致することになったため、情報の提供の主体についても認可・認定権者と一致させるべき。	第28条に基づき(情報の提供)について、認可認定権限と一致させることにより役割・手続きが明確になり、ひいては事業者の負担軽減につながる。	内閣府、文部科学省、厚生労働省	大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、京都府、大府市、神戸市、関西広域連合	福岡県、横浜市、高槻市、海取県、北九州市	認可・認定手続きと一致させることは、事業者の負担軽減につながるため効果的であると考える。 当該規定に基づき、認定こども園の認可・認定に係る申請書類等を一式提出することが県より求められているところであり、事務負担となっている。 政令市や中核市からの届出の事務を省略でき、なおかつ認可、認定権者が責任を持って公表することは重要であると考え。		

厚生労働省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
140	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	地域医療の推進(国等が保有する医療関連データの利活用)	国が保有するNDBデータ(レセプト情報・特定健診等の情報)について、地方自治体が高齢者医療確保法に基づき医療費適正化計画を策定するにあたり、地方自治体データ提供を受ける手法を具体的に確立し、提供の迅速化を図ることを求める。また、同法に基づく指針に規定する本来目的以外の利用であっても、地方自治体健康増進計画の策定等のための調査分析等に利用する場合には、有識者会議の審査を省略するなど、事務の簡素化等を行い提供の迅速化を図ることを求める。	NDBデータを本来目的(高齢者医療確保法に基づくもの)以外で利用する場合は、「レセプト情報・特定健診等情報の提供に関するガイドライン」に基づき有識者会議による審査を経てNDBデータが提供されている。平成27年4月のガイドラインの一部改正により、都道府県が医療法による医療計画策定に用いる際には有識者会議の審査を経ずにデータ提供が可能となり、利便性が一部向上された。しかし、健康増進計画等については、引き続き有識者会議による審査を経なければならず、そのために膨大な資料作成や費用、時間が必要となる。このようなことから、実態としてNDBデータの分析による健康課題の抽出や必要な対策の検討等が行えない状況にある。	NDBデータの活用により、地域住民全体の悉皆的な、医療と健診の情報を合わせた健康状態の把握と分析ができ、都道府県等が地域住民の健康状態等を踏まえた健康増進計画を策定・推進することができる。また、生活習慣病対策等の健康づくり施策の充実や医療費適正化の実現に向け、効果的・効果的な保健医療政策等を立案・実施することができる。	高齢者医療確保法第16条 レセプト情報・特定健診等情報の提供に関するガイドライン	厚生労働省	関西広域連合 (共同提案) 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都府、大阪市、堺市		川崎市、川崎市、新潟市、富山県、伊丹市、鳥根県、大村市、五島市 ○医療保険者が保有する医療・健診・介護データ等を活用し、分析・評価することにより、健康寿命の延伸や医療費適正化などより効果的・効率的に各種施策の企画立案や行政指導に反映することができる。しかし、都道府県が保険者にデータを求める場合、複雑な作業と同意が必要となることから、個人情報保護等の観点から、特に、被用者保険からデータの提供を受けることは困難な状況にある。 ○地域住民全体の医療と健診の情報をあわせた健康状態の把握と分析を行い、それらを踏まえた健康増進計画を策定・推進することが望ましいが、実態としてNDBデータの分析による健康課題の抽出や必要な対策の検討等が行えない状況にある。 ○本県における健康課題を分析し、健康長寿の延伸に向けた生活習慣病対策等の健康づくり施策の充実や効果的・効果的な保健医療政策等を立案・実施するため、NDBデータの活用を検討したが、膨大な資料作成や費用、時間が必要となるため利用に至っていない。 については、地方自治体健康増進計画の策定等のための調査分析等に利用する場合には、有識者会議の審査を省略するなど、事務の簡素化を行い提供の迅速化を図ることが必要と考える。 ○本市においても、国保や後期高齢者医療保険、介護保険等の各種データを収集し、地域健康度の見える化に向けたデータ分析を行っているが、独自の手法による分析を行わざるを得ず、全国との比較や他の自治体との比較ができない状況にある。 超高齢社会、2025年問題への対応は急務であることから、NDBデータを効果的に活用でき、健康寿命の延伸や医療費適正化に向けた迅速な対応を行えることは有効であると考えられる。 ○国民健康保険特定健康診査等実施計画については、健康増進計画と一体的に策定しており、国民健康保険の被保険者における生活習慣病対策等の健康づくり施策の実施や健診・医療情報を活用したデータヘルズ計画等の策定にあたり、NDBデータを活用した健康増進計画の内容の有機的な活用につながる。 ○現在把握できるのは、市民全体の3割に満たない国保加入者の健診・医療データのみだが、他保険のデータがわかれば、市全体の健康課題の把握と多角的な分析ができ、より効果的な生活習慣病予防施策の立案・実施が可能となる。 ○健康増進計画の策定や評価時に市町村が活用できるデータ等は、国保のデータに限られ、適正な課題抽出や評価ができない。 また、公表されているデータは、都道府県レベルまでのものが多く、市町村レベルで公表されているものは少ない。 データを利用する場合は、国の審査会の手続きが必要となり、入手に時間がかかる。 ○NDBデータの活用により、地域の方の健康状態等を考慮した上での健康増進計画を策定し、それに基づいた各施策を実施していくことは効果的であり、有意義であると思われる。
176	A	権限移譲	医療・福祉	自立支援医療(精神通院医療)の支給認定に係る申請者の所得区分の確認事務を市町村の事務として法令に規定	自立支援医療(精神通院医療)の支給認定に関する事務のうち、申請者の所得区分の確認事務については、申請の受付を行う市町村に権限を移譲する。 (支障事例発生の経緯) これまで自立支援医療の支給認定のうち、申請者等の所得区分の確認事務については、厚生労働省通知に基づいて、申請の受付を行う市町村が確認した上で、県に進達している。 今般の番号法施行により、市町村は法令上単に経由事務を行う者であって、法令の規定により事務の全部又は一部を行うもの及び個人番号利用事務実施者に該当しないことから、事務の実態に関わらず、当該事務を実施することができないものとされ、下記のような支障が生ずる。 (具体的支障内容) ①県において「所得区分の確認」を行うためには、新たな人員配置が必要となるほか、市町村で所得の確認を行うよりも、より多くの時間を要することとなり、受給者証の発行が遅れるなど住民サービスの低下を招くおそれがある。 ②引き続き、「所得区分の確認」を市町村において実施するためには、事務処理特例条例により権限を都道府県から市町村に移譲することが必要であるが、市町村との協議・同意が必要であり、仮に同意が得られない市町村が発生した場合、一部市町村の確認事務を県が行うこととなる。 従前から全県一律の手続きとして、申請を受ける窓口たる市町村で一定の内容確認をした上で、申請書を進達する取扱いをしてきたが、これをマイナンバー制度に対応させるのであれば、市町村の事務であることを法令上規定(権限を法定移譲)すべきであり、同一の事務であるのに市町村によって手続(と住民サービス)が異なることとなる特例条例での処理によるべきとの考え方は適当とは思われない。	①所得区分の確認を市町村の事務として法令に規定することで、市町村は番号法施行後も、法定の事務実施者として保有情報に基づく迅速な確認事務が可能となる。これは、業務の実態に沿うものである上、県が事務を行う場合に比べて合理的で、住民サービスの低下につながらないものである。 ②また、特例条例とは異なり、全県一律の手続となるため、住民サービスに差が生じない。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第54条第1項(支給認定等)、障害者総合支援法施行規則第35条第3項(市町村を経由)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7項(特定個人情報提供の制限)	厚生労働省	秋田県、岩手県		北海道、埼玉県、神奈川県、新潟県、滋賀県、豊橋市、滋賀県、倉吉市、宇美町、長崎県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県 ○提案県の意見に賛同する。 現在、市町に対し事務処理特例条例による権限移譲を受けるかどうか、意向確認を行っているところであるが、複数の市町村から、同意を得られていない状況である(最終意向確認は8月末を予定している)。 最終意向確認において、全市町の意向が同意と不同意と分かれた場合の対応として、 ①全市町分を県で処理する ②同意をとれない市町村のみ県で処理する のいずれが適当であるか、検討を行う必要があるが、①②ともに、県における事務量にみあった人員配置が課題であると共に、②とすることについて、一部の市町村から、同一事務の取り扱いが市町村によって異なることは適当ではないとの意見も上がっている。 ○「所得区分の確認」事務については、これまでと同様申請窓口である市町村で行う必要がある。このため、事務処理特例条例により市町村に移譲することとしたが、移譲を受けた市町村は33/62市町村にとどまっている。 県内で統一した取り扱いをするために、引き続き事務処理特例条例による市町村への移譲を進めていくが、業務の実態に合わせ、全県で統一したサービスを速やかに実施するためには、法令上、市町村事務として規定することが必要である。 ○自立支援医療の件数が増加しており、現時点で全体的に支給認定事務に時間を要している状況がある。そのような状況下でマイナンバーを利用した情報照会により、所得区分の確認事務を県が行うとすると、受給者証発行までにさらなる時間を要し、申請者に不利益を被らせることとなる。 ○県においても「所得区分の確認」を行う際には、従来どおり市町村で確認を行うより人員及び業務時間の増大が予想される。それにより、受給者証の発行が遅れる等住民サービスの低下を招くおそれがある。今回より事務処理特例条例により、市町村への権限委譲を求められているが、もし仮に、一部の市町村で同意が得られないとなると、その分の確認事務は県が行うこととなり、上記のようなサービスの低下がおこる事が予想される。 提案のように、所得区分の確認を市町村事務であることを法令上規定し、全国統一的な対応とすることで住民サービスに差が生じない。 ○①県で所得区分認定作業を行う場合、市町村での業務時間は短縮できるが、これまで各市町村に分担されていた業務が県に集中することになり、処理に要する時間が相当かかることが考えられる。結果、住民サービスの低下を招くこととなる。 ②市町村で所得判定などが行えないとなると、窓口での必要な手続きの判断が出来ず、事務処理が大幅に遅れることになる。 ③市町村の窓口に来られても、県への問い合わせをしなければ説明できないなど、市町村の窓口対応も煩雑になる。	
228	A	権限移譲	医療・福祉	医療計画の策定等に係る事務・権限について、都道府県から希望する指定都市へ移譲する	横浜市は人口は約370万人で都道府県別人口第10位の静岡県とほぼ同じであり、神奈川県全体の人口の約4割を占めている。病院数や診療所数についても同様である。これだけ規模の大きな市について、県が地域の実情を把握して、きめ細かな医療政策を考えることは困難である。 昨年10月に策定された地域医療構想では、急速に進む少子高齢化により、2025年には本市全体で7千床の病床が不足する見込みであり、在宅医療等の対象患者数については約1.8倍に増加する。また、横浜市では3つの二次医療圏を1つの構想区域にまとめ、医療と介護の総合的な確保に向けた環境を整えたところである。 なお、医療需要は2025年以降も増加を続け、少なくとも2040年までは増え続けると推計されており、地域における医療提供体制の整備が急務である。 神奈川県においては、病院の開設許可に関する権限が指定都市等に移譲されたが、基準病床数算定や病床配分に関する権限は県に残っており、医療計画に関する業務がねじれた状況になっている。	医療計画の策定等にかかる権限が移譲されれば、国の医療計画策定指針に従って、市が基準病床数を算出することになる。医療法の特例を活用した厚生労働省との協議についても市が直接行うことになるので、適切な基準病床数を早く設定することができる。 また、病床の公募から配分決定までの手続についても、県の会議スケジュール等に合わせることなく、迅速な対応ができるようになる。	医療法第30条の4	厚生労働省	横浜市			

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
	区分	分野									団体名	支障事例
229	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	地域医療介護総合確保基金の指定都市への設置	今は各都道府県に設置されている地域医療介護総合確保基金について、希望する指定都市は別に設置できるようにする。	横浜では行政区によって人口規模や高齢化のピークが異なり、医療・介護資源の充足状況もさまざまである。地域特有の医療課題を解決するためには、きめ細かい事業展開が必要であり、県が他の圏域と合わせて対応するのは難しい。また、基金は県が1/3を負担することから、事業化にあたっては県の財政事情の影響を受けてしまう。	市内の医療関係団体等の意見も聞きながら、基金をタイムリーに事業化することで、地域特有の医療課題の解決に向けた取組を強力に進めることができる。	厚生労働省	横浜市		仙台市、名古屋市、大阪府	○地域医療介護総合確保基金を活用した介護人材の確保事業については、必ずしも大都市がその特性に応じ、主体的に同基金を活用して取り組める仕組みにはなっていない。本市では県内全介護保険事業所の約4割が集中し、県内でも人口規模等に応じて介護事情や課題も異なることから、地域特性に応じた事業の展開が求められる。市内介護事業所と連携して効率的に介護人材の確保・育成に取り組むためにも指定都市の配分枠を確保したい。 ○本市においても、基金を充てて実施することとされている「居宅等における医療提供に関する事業」のうち、在宅医療の提供体制の充実が極めて重要と考えているが、県は29年度をもって既存事業を終了する見込みであり、事業展開に支障が生じている。都道府県とは別に指定都市が基金を設置することで、地域特有の医療課題に応じた施策の実施が可能と考える。 また、本市域が抱える課題を解決するための事業の必要性を訴えても、県が他の圏域と合わせた対応とすることから、事業実施への基金の活用が認められない事例が発生しており、地域でのきめ細かい事業展開が必要であるにも関わらず、県に基金が設置されていることで、それが困難になっている場合があると認識している。 財源負担への懸念はあるものの、希望する指定都市においては、基金が設置できるよう、本件提案に賛同する。
240	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	共同生活援助事業所の共同生活住居に関する基準の参酌基準化	共同生活住居の入居定員数については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年9月29日厚生労働省令第171号)第210条第4項(標準とすべき基準)により、新築の場合は2人以上10人以下、既存の建物を共同生活住居とする場合にあっては入居定員を2人以上20人以下、都道府県知事が特に必要があると認めるときは30人以下とされており、第5項(標準とすべき基準)により既存の建物を共同生活住居とした共同生活住居を改築する場合は30人以下とされている。 また、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成18年12月6日障発第1206001号)により都道府県知事が特に必要があると認めるときは、都道府県障害福祉計画において定める量に満たない地域であることが必要とされている。 共同生活援助は、他のサービスより、人員配置基準が緩やかであるため、共同生活住居を開設する際に、できる限り、大規模なものの設置を希望する傾向にある。 しかし、上記の規程により、大規模な20人以上が入居できる物件が見つかっていても、使用できないケースがある。 そのため、上記規程を参酌すべき基準として、通知の「都道府県障害福祉計画において定める量に満たない地域であること」を廃止して、20人以上の大規模の共同生活住居を都道府県の裁量により、より簡易に設置を認めるようにすれば、共同生活援助の利用者の増加が期待できる。	人員、設備及び運営に関する基準について、参酌基準化することで、地域の実情に応じて都道府県が裁量権を持つことで、共同生活援助の利用者の増加を図る。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年九月二十九日厚生労働省令第四百七十一号)第210条第4項・第5項、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年12月6日障発第1206001号)	厚生労働省	京都府、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県		北海道、熊本	○障害者の地域移行を進める上での受け皿のひとつとして、共同生活援助事業所への整備のニーズは高いので、基準の見直しにより緩和されることで、今以上の整備の促進につながるものと期待される。
254	A	権限移譲	医療・福祉	認定こども園に関する情報提供の権限移譲	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(認定こども園法)第28条に基づく情報の提供について、変更届の受理(第29条)に係る権限を有する自治体等が行えるよう法令を改正する。	情報の提供主体が知事となっているが、認可認定権限を有していないため、政令市中核市から情報提供を受けなければ公表できず、事務が煩雑である。29条に規定される変更届の受理が認可・認定権者と一致することになったため、情報の提供の主体についても認可・認定権者と一致させるべき。	第28条に基づく情報の提供について、認可認定権限と一致させることにより役割・手続きが明確になり、ひいては事業者の負担軽減につながる。	内閣府、文部科学省、厚生労働省	大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、京都府、大阪市、神戸市、関西広域連合		福島県、横浜市、高槻市、鳥取県、北九州市	○認可・認定手続きと一致させることは、事業者の負担軽減につながるため効果的であると考えられる。 ○当該規定に基づき、認定こども園の認可・認定に係る申請書類等を一式提出することが県より求められているところであり、事務負担となっている。 ○政令市や中核市からの届出の事務を省略でき、なかつ認可、認定権者が責任を持って公表することは重要であると考えられる。

農林水産省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
102	A	権限移譲	土地利用(農地除く)	大臣権限に係る保安林解除の権限の都道府県知事への移譲	公益上の理由による必要が生じた時の保安林解除権限の都道府県知事への移譲	指定、解除申請の標準処理期間については、解除申請の場合、農林水産大臣(林野庁)が申請書を受理してから予定通知の施行まで3ヶ月とされているが、農林水産大臣に進達して以降、都道府県知事に予定通知があるまでに相当な期間を要しており、道路等の線形的施設であり他に適地がなく、公益性の高い事業の着手に支障をきたしている。	「公益上の理由により必要が生じたとき」とは、土地収用法(昭和26年法律第219号)その他の法令により土地を収用し若しくは使用できるとされている事業又はこれに準ずるもの用に供する必要が生じた時であり、公益上の必要性のあることは、既に担保されている。 また、地域の実情に精通している都道府県知事が、事務を遂行することにより、迅速な事務手続きが可能となり、保安林解除を伴う事業の早期着手を行うことが可能となる。	森林法第25条、26条	農林水産省	鳥取県、中国地方知事会、滋賀県、兵庫県、徳島県、堺市		○公共工事の用地として1～3号保安林の解除申請を林野庁に対して行ったが、手続きを終えるまでに一年間程度の日数がかかることがあり、公共事業の着工が相当期間ずれ込んだ。 ○大臣許可の場合、知事許可に比べ解除申請から県告示までに2～4ヶ月長くかかっており、申請者からは、常に迅速な手続きを求められている。 ○県知事が指定した民有保安林を、用地取得のため、国交省等から購入した場合においても、解除の権限が農林水産大臣となる、上記のような林野庁所管以外の国有林は、知事権限としてよいと考える。
134	A	権限移譲	土地利用(農地除く)	複数府県に跨がる重要流域内民有林の保安林の指定・解除権限の移譲等	重要流域内の民有林の保安林の指定・解除権限について、府県への移譲を基本とし、複数府県に跨がるものは、関西広域連合への移譲を求める。	現在、指定、解除申請の標準処理期間について、解除申請の場合、本申請前の事前相談で了承を得るのに2ヶ月、大臣(林野庁)が申請書を受理してから予定通知の施行まで3ヶ月とされているが、国に進達して以降、都道府県知事に予定通知があるまで相当な期間(指定の場合、進達から予定通知があるまでに1年6ヶ月の事例も)、確定告示までは平均的に府県指定・解除の2倍の1年程度を要しており、申請者等からの問い合わせに苦慮するケースも見受けられる。また、現地を知らない林野庁本庁で審査されるため、現地を熟知する地方公共団体であれば不要な、現地の状況を説明するための詳細な資料が必要となっている。	現在、「保安林の指定・解除については、一の都道府県内で完結する一級水系内の一級河川の全区間の都道府県への移譲が行われた場合に加え、一級河川を擁さない重要流域においては、当該流域の全ての県から要請があるときに、国と当該流域の県が協議を行い、協議が整った場合、重要流域の指定を外すことにより、当該流域の保安林の指定・解除の権限を都道府県に移譲する。」こととされており、1～3号の保安林に関しても、重要流域の指定を外し、都道府県に移譲することが可能となっている。そもそも、従来から河川管理者と当該権限を有する機関は別であり、河川管理者と同一にする必然性はなく、すべての民有林に係る保安林の指定等について、地方公共団体への移譲も可能である。 平成27年度の提案募集において、「大臣権限の保安林の国での解除審査では、審査の参考とするため、指定・解除の対象となる森林の状況の調査を都道府県に委託する予算措置を講じているが、解除審査のうち、9割を超える案件で調査内容について補正を要し」とされているが、これは、権限と責任が地方公共団体にないことも原因として考えられ、権限を移譲して地方公共団体に責任を持たせ、経験を積ませることにより、逆に地方公共団体が適切に流域保全を担っていくこととなる。 なお、国土を保全し、国民の経済活動の基礎をなす「ナショナルミナム」の確保については、国が法令等で重要流域に係る保安林の指定、解除等の「基準」を示すことにより担保され、現在の大員権限と知事権限の指定、解除等の基準に差違はなく、地方公共団体の事務実施は可能である。	森林法第25条、第26条	農林水産省	関西広域連合(共同提案)兵庫県、鳥取県、徳島県、京都市、堺市		○公共工事の用地として1～3号保安林の解除申請を林野庁に対して行ったが、手続きを終えるまでに一年間程度の日数がかかることがあり、公共事業の着工が相当期間ずれ込んだ。(ただし、重要流域は県内で完結) ○大臣許可の場合、知事許可に比べ解除申請から県告示までに2～4ヶ月長くかかっており、申請者からは、常に迅速な手続きを求められている。
113	A	権限移譲	産業振興	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律に係る事務権限の移譲	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律に係る事務・権限のうち、総合効率化計画の認定、変更認定、報告の徴収等のように府県域を跨ぐために近畿経済産業局の権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限については、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合は、国に権限があるものの、一の府県域に限られる場合は、権限が府県に移譲されているものであり、国と地方が同じ業務を行っているものである。国に権限が残されているのは、府県域を跨ぐ場合は、広域的な判断が必要であるためと考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねているところである。府県をまたぐ場合の権限を関西広域連合に移譲することにより、国と地方の二重行政の解消などの効果が見込めることから地方でできることは、地方(関西広域連合)に任せるべきである。	関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねている。当該事務権限の移譲が実現すれば、府県が実施している事務と広域連合に移譲された事務の整理・集約など役割分担を検討することにより、より効率的かつ効果的な執行体制を構築することが可能となり、国と地方の二重行政の解消及び事業者等の利便性の向上が図られる。	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第4条第1項・2項、第5条第1項・2項、第7条第1項・2項、第26条	農林水産省、経済産業省、国土交通省	関西広域連合(共同提案)滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、堺市		
130	B	地方に対する規制緩和	農業・農地	新規就農者の拡大支援(農業次世代人材投資資金(旧 青年就農給付金)の要件の緩和)	親族から貸借した農地が、交付期間中に、所有権移転や第三者からの貸借等により交付対象者の経営面積の2分の1未満になれば、交付金の返還は不要とする。	農業次世代人材投資資金(経営開始型)の交付要件として、「親族から貸借した農地が主である場合は、交付期間中に当該農地の所有権を交付対象者に移転することを確約すること」及びその場合に「交付期間中に農地の所有権の移転が行われなかった場合は交付金の全額を返還する。」こととされ、交付期間中に親族から貸借した農地の全てについて所有権移転することが求められている。 本事業の趣旨が、「リスクを負って経営する独立・自営就農者を支援する」ことであるとしても、「親族から貸借した農地が主である場合」にその親族から貸借した農地の全てについて所有権移転を求める必要はない。現に、親族から貸借した農地が僅かな差で「主でない」場合は、親族から貸借した農地の所有権移転は求められておらず、制度上、不公平が生ずる。 親元就農の場合、農地の所有権移転について相続問題が発生することが危惧され、現行制度上、全ての所有権移転を確約できずに交付申請を断念する場合も考えられ、利用しにくい制度となっている。例えば、祖父の農地を借りて経営を開始していたが、祖父の兄弟や子供等、農地の相続対象者が多く、祖父も所有権を移転することにまだ抵抗があったことから、交付期間中の所有権移転は困難と判断し、申請を断念した事例などがあった。	制度趣旨をいかしつつ、交付対象者の実情に応じた支援の拡大が図られる。(制度利用者の増加)	農業人材強化総合支援事業実施要綱(別記1)第5 2(1)イ(ア)及び(4)ウ	農林水産省	関西広域連合(共同提案)滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、堺市、神戸市	岩手県、仙台市、千葉県、浜松市、吉田町、豊橋市、愛媛県、宇和島市、長崎県、佐世保市、八代市	○親元就農者の親は、比較的若く、経営移譲年齢に達していない例も多く、かつ所有権の移転要件もあり、親元就農者には活用しにくい状況となっている。このため、経営継承までの期間の延長や所有権移転の要件緩和など親元就農者の実態に即した制度としていただきたいと考える。 ○祖父の農地を借りて経営開始を計画していたが、相続や贈与税の問題があったことから、交付期間中の所有権移転は困難と判断し、経営開始型の申請を断念した事例がある。 ○農地に係る交付要件として、親族から貸借したものが主であるか否かで、事業の取り組みの難易度に著しい差が発生するため、制度の利用をあきらめるケースがあり、不公平感を生んでいる。また、農地の所有権移転は、確約書があったとしても遺産相続などにおいて問題となるケースが有り、取り組みは慎重に判断する必要があるが、交付期間中の規模拡大などで親族からの貸借が1/2未満となった場合に所有権の移転要件が緩和されるのであれば、本制度により就農しようとする者が増加することが見込まれる。 ○平成24年度から始まった青年就農給付金制度により、本県においては新規就農者が100名程度増加しているが、増加分のほとんどが農外からの新規就農者(新規参入者)であり、現在では新規就農者の約6割が新規参入者となっている。今後さらに新規就農者の確保を進めたいためには、農家子弟への支援強化が必要であるが、①親元就農の場合、5年以内の経営継承(準備型)②親族から貸借した農地が主である場合、交付期間中の農地所有権移転(経営開始型)などの要件が障壁となり、農家子弟が制度を活用することが難しい状況である。また、本年度から本制度については、「農業次世代人材投資資金」と名称を改めるとともに、内容の見直しが行われたところであるが、経営開始型については、交付期間と同期間、同程度の営業が求められており、雇用就農は認められないこととなっている。自己努力や関係機関の指導にかかわらず所得を確保できない状況もあることから、離農者が増加する懸念がある。 ○現実問題として、新規就農者が農業経営を行う際、農地を求めて検討するのは、まず親族の所有管理する農地であり、地権者においても、農地の維持が困難になった場合に継承させたい相手として、第一に考える相手も同様である。しかし、資産の相続については、本人たちの意向のみで行うことができるものではなく、配偶者、兄弟、子、孫などの相続の可能性を有する一族の問題となるものである。現行の制度上、親族からの貸借が主になる場合は、就農前又は交付期間中にその問題を解決しなくてはならず、交渉や協議に多大な労力と時間を要するほか、所有権移転ができないとなると、新規就農者は計画変更を余儀無くされた結果、優良な農地による就農を断念せざる

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		
	区分	分野									団体名	支障事例	
											を得なくなり、地権者がこれまで維持してきた農地が担い手の不在により荒廃するといった、地域農業にとって不利益な事態の原因となってしまいます。本要綱の緩和を行うことにより、より弾力的に新規就農者が農地を利用でき、そして、地権者側の意向や状況の変化により、効果的に農地の維持・継承が行われていくと考えられる。 ○農地については、当事者間で所有権移転を約束していても、相続問題等により手続きが予定通り進まないことは、当事業に限らず事例としてある。当事業についても、確約は行っているが、所有権移転の手続き中に、やむを得ない理由により予定どおり手続きが進められない場合も危惧される。そのような状況にある者へは、親族からの農地が経営面積の2分の1未満となることではなく、やむを得ない事情として認めるなど、根本的な救済措置が必要であると考えられる。 ○農業次世代人材投資資金(経営開始型)の交付要件として、「親族から貸借した農地が主である場合は、交付期間中に当該農地の所有権を交付対象者に移転することを確約すること」及びその場合に「交付期間中に農地の所有権の移転が行われなかった場合は交付金の全額を返還する。」こととされ、交付期間中に親族から貸借した農地の全てについて所有権移転することが求められても、「親族から貸借した農地が主である場合」にその親族から貸借した農地の全てについて所有権移転を求めなければならない。現に、親族から貸借した農地が僅かな差で「主でない」場合は、親族から貸借した農地の所有権移転は求められておらず、制度上、不公平が生ずる。親元就農の場合、農地の所有権移転について相続問題が発生することが危惧される。現行制度上、全ての所有権移転を確約できずに交付申請を断念する場合も考えられ、利用しにくい制度となっている。例えば、祖父の農地を借りて経営を開始していたが、祖父の兄弟や子供等、農地の相続対象者が多く、祖父も所有権を移転することにまだ抵抗があったことから、交付期間中の所有権移転は困難と判断し、申請を断念した事例などがあつた。		
151	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	中山間地域等直接支払い制度の協定期間の見直し	中山間地域等直接支払制度の協定期間について、「3年目」を見直しポイントとして、一定要件の下、高齢農家等の協定参加者が残り期間の継続の参加を選択できる弾力的な運用を図る。	高齢農家にとっては、「5年間の協定期間における営農継続に強い不安があり、第4期対策においては、協定から離脱するケースが目立っている。	協定参加の継続が図られ、きめ細やかな制度の運用が図られる。	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律	農林水産省	徳島県、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、京都府、関西広域連合	徳島県、山形市、福島県、小松島市、吉野川市、阿波市、三好市、つるぎ町、愛媛県、宇和島市、熊本市、八代市、大分県	○他県と同様に本県でも高齢化が進み、5年間の営農継続が不安なため第4期対策に取り組みない集落が増加した。H26年度1203協定⇒H27年度1182協定 ○本県でも3期から4期対策へ移行する際、51協定が取組みを休止したが、休止の理由の一つとして5年間に對する不安が挙げられており、5年間に限定しない弾力的な運用は必要。 ○当市においても、第4期対策において営農継続の不安から協定を更新しないケースが見受けられた。しかしながら、協定期間中における内容の大幅な変更(高齢者の離脱)を制度化する場合、協定参加者の会議や事務等の負担増大とともに、協定農用地の面的広がりの分断等、交付金の趣旨を損なう事態が懸念される。(協定期間よりも、交付金返還が免除規定の一層の拡大が望まれていると思われる。) ○高齢農家にとっては、「5年間の協定期間における営農継続に強い不安があり、第4期対策においては、協定から離脱するケースが目立っている。 ○高齢者の多い集落では、5年間の農地維持が困難であることや、また、農地を適切に保全していたにもかかわらず事業の一部が継続できなくなった場合には事業開始年度に遡って返還が必要なことから、取組を躊躇したり、参加をあきらめるケースが多い。より高齢者が参加しやすくなるためには、3年に固定せず、地域の実情に応じて活動期間を柔軟に設定できる弾力的な運用が望まれる。 ○仙台市においても高齢化による協定離脱についての相談事例があり、今後同様の事例が増加していくことが想定されることから、協定期間に見直しを図る時期を設けるなど、地域の実情に即した弾力的な運用が可能となるよう希望する。 ○第3期対策から第4期対策にかけて、協定を廃止した集落及び協定面積が10ha以上減少した集落に対し、アンケートを行った結果、その多くが、病気や高齢化、役員のみ手がないなどの理由で、5年間協定用農地を維持する要件が満たせなくなったと回答している。 ○当市においても、担い手の高齢化については深刻な問題である。提案団体が求める措置のように、協定期間が3年程度となれば制度趣旨にも適い、継続支援に資するものと考えられる。 ○当県でも同様の事象が確認され、弾力的な運用を求める声が出ている。(県議会)なお、対応として15haの訴求返還の要件緩和と措置について、制度説明しているところ。 ○第3期から第4期対策にかけて5年間の営農計画に不安があり取組者数が4名、協定農用地面積が94266㎡減少した。また、今現在取り組んでいる農家も高齢化しており、今後第5期対策があっても取り組めるか分からないと不安を抱いている。 ○高齢農家にとっては、「5年間の協定期間における営農継続に強い不安があり、第4期対策においては、協定から離脱するケースが目立っている。 ○協定期間5年以上より期間途中の活動停止による交付金の返還や返還が事業の推進や取組面積の増加及び新規協定参加者等の妨げになっている。 ○本市では、協定参加者全体の約70%が65歳以上の高齢者であり、協定から離脱するケースが目立っている。また、協定集落内においては、農業者の担い手確保が困難な状況となっており、今後の農業生産活動の持続が懸念されている。 ○本市においても、第4期対策から4集落が事業の取り組みを断念した。理由としては、高齢化等による担い手不足により、5年間の事業を行える自信もなく、耕作放棄地化した場合、全額を返還しなければならないため、当初から取り組まないというものであつた。広域集落戦略の作成による返還金要件の緩和措置等も行われているものの、合計15haの面積を確保するのも困難であり、当市で集落戦略の作成は行われていない。5年間という期間の中で見直しを行えるという当該提案は、集落協定への取り組みを維持する有効な手段であると考えられる。		
179	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	農業用排水施設の	農業用排水施設の変更であつて、当該施設の従前の機能の維持を図ることを目的とする事業に限り、土地改良事業等から除外されるよう農業振興地域制度に関するガイドラインを修正する。	農業用排水施設の変更であつて、当該施設の従前の機能の維持を図ることを目的とする事業については、農業振興地域制度に関するガイドラインにおいて「既存の老朽した施設が更新され耐用年数が長期のものとなり、農業の生産性の向上に資するもの」とされており、土地改良事業等に該当するものとされている。 よつて、工事が完了した年度の翌年度から起算して8年経過しないと農用地区域から除外して転用事業ができないこととなるが、当該事業は、地域の農業振興を図ることを目的に農業用排水施設の長寿命化を図る機能保全計画を策定し、断続的に補修・更新対策を行うことから、結果的に事業が継続して行われ、8年以上の長期にわたり、農用地区域から除外することができない場合がある。 地域の農業振興を図ることは重要であると認識しているが、一方では、雇用の創出や経済的な効果が見込まれる企業誘致など地域の新たな土地利用に支障が生じている。	企業誘致による新たな雇用の創出の場など地域の新たな土地利用が可能となり、ひいては農村地域の活性化も期待される。	農業振興地域の整備に関する法律第10条第3項第2号、第13条第2項第5号 農業振興地域の整備に関する法律施行令第9条 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の3 農業振興地域制度に関するガイドライン第13の1の(2)	農林水産省	長野県	山形市、滑川市、三条市、福井県、浜松市、久米米市	○大規模な国営かんがい排水事業完了し、8年が経過した時期に、基幹水利ストックマネジメント事業が実施され、システムの入れ替えが行われた。このため、引き続き事業完了年が延長されたこと、また、国営事業の受益区域が広域であることから、影響する範囲も広範囲にわたる。通常農振除外ができるような場所で困難な状況にある。例えば、北陸新幹線等公共事業の代替地や事業所・工場などの既存敷地の拡張、集落に接続して設置する住宅などにおいて、除外転用が困難な状況である。 ○ほ場整備事業の更新による農業水利施設保全合理化事業に伴い、断続的に補修・更新を行っている地域内において、知人から農地を購入し農家分家住宅を建設するにあたり、農用地区域から除外することができなかった事例あり。 ○農家子弟が婚姻を契機に分家住宅の建築を希望しているが、農業排水施設の更新事業事業完了後8年未経過地であるため、適わず支障が生じている。 ○本市においても、農業用排水施設の従前の機能の維持を図ることを目的とする事業が行われており、結果的に土地改良事業が継続して行われている状況となっている。そのため、27号計画を除く農用地区域の除外ができず、地域の実情に沿った土地利用に支障が生じている。 ○本提案事項の支障事例と同じように農業用排水施設の更新事業の受益地については長期間にわたり原則除外ができないことから、農業振興に限らず地域の振興のため必要な施設の設置であっても除外できず、地域経営を司る基礎自治体としては苦慮しているところである。農業振興の重要性は認識しているが、その前提となる地域が疲弊しては農業の振興も図れないことから、用排水系統や農地集積等への影響がないなど、農業振興と地域振興を両立する形で地区事情も勘案した制度としていただきたい。除外する方法として、いわゆる27号計画の策定も考えられるが、用途が限られることとなってしまふ。また、土地改良事業の計画変更という方法も考えられるが、変更にあつる期間が長く、変更理由の整理も困難であり、土地改良事業に対する理解を深め事業推進していくためには、農林水産省の農振担当部局と土地改良部局の調整をお願いしたい。		

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
												<p>○当市においては、土地改良区による用排水路の補修事業が国の「国営施設応急対策事業」を活用し、実施されることとなっている。国の見解では、「国営施設応急対策事業」が土地改良事業との判断であり、用排水路の受益地(ほぼ市全域を網羅)において農振除外の規制がかかることとなる。農業用排水施設の変更であって、当該施設の従前の機能の維持を図ることを目的とする事業については、農業振興地域制度に関するガイドラインにおいて「既存の老朽した施設が更新され耐用年数が長期のものとなり、農業の生産性の向上に資するもの」とされており、土地改良事業等に該当するものとされている。よって、工事が完了した年度の翌年度から起算して8年経過しないと農用地区域から除外して転用事業ができないこととなるが、当該事業は、地域の農業振興を図ることを目的に農業用排水施設の長寿命化を図る機能保全計画を策定し、断続的に補修・更新対策を行うことから、結果的に事業が継続して行われ、8年以上の長期にわたり、農用地区域から除外することができない場合がある。地域の農業振興を図ることは重要であると認識しているが、一方では、市全体として地方創生・人口増加に取り組んでいるところであり、8年縛りがあり農振除外が難しいと商業、工業等の進出に支障があり、市勢発展が阻害されることが考えられるなど、支障が生じている。</p> <p>○農業用排水施設の機能維持を目的とする事業は、農業の生産性の低下を防止するものであり、必ずしも生産性を向上させる直接的な要因とは言えないと考える。地方自治体における地域活性化において、地域の農業振興だけでなく経済発展の面において新たな土地利用を可能とする必要性がある。そのため、機能維持を目的とする事業に係る計画の達成に著しい支障がない場合に限り、農振除外の8年未経過の対象となる土地改良事業に該当しないとする要件緩和は必要と考える。</p>
180	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	農業用排水施設の 新設又は変更であって、既に立地していた店舗、工場等の施設の拡張に 係る農振除外の要件緩和	農業用排水施設の新設又は変更であって、既に立地していた店舗、工場等の施設の拡張に 係る農振除外の要件緩和	農業用排水施設の新設又は変更に係る農振除外の要件緩和 農用地区域から除外して転用事業を実施することができない。 地域の農業振興を図ることは重要であると認識しているが、一方では、土地改良事業等の実施前に既に立地していた店舗、工場等が、隣接する農地に施設の拡張を行いたいと考えても、土地改良事業等の実施により、拡張することができず、企業の事業拡張に支障が生じている。	既存施設の拡張が可能となり、店舗、工場等の事業者の利便性が図られ、ひいては農村地域の活性化が期待される。	農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項第5号 農業振興地域の整備に関する法律施行令第9条	農林水産省	長野県		山形市、三条市、福井県、浜松市	<p>○平成11年度から大規模な国営かんがい排水事業が着手され、平成28年度から全面通水が開始されているが、未だに事業完了公告がなされておらず、見込みもわからない状況にある。事業着手から20年以上にわたり事業が完了しない事態となっていること、また、受益区域が広範であることから、通常農振除外ができるような事業であっても、困難な状況である。例えば、北陸新幹線等公共事業の代替地や事業所・工場などの既存敷地の拡張、集落に接続して設置する住宅などにおいて、除外転用が困難な状況である。</p> <p>○既存施設の拡張に伴い、駐車場用地不足のため、用地拡張を行うものの、国営造成土地改良施設整備事業の完了から8年未経過であったため、拡張を断念した事例あり。用地拡張ができない場合、海外移転を視野に入れている企業でもあり、市内における企業の活性化及び雇用創出への支障が懸念された。</p> <p>○既存施設での事業拡張を計画している企業が市内に複数存在するが、近隣の未利用地が農業排水施設の更新事業の受益農地しか残っておらず、事業完了後8年未経過地であるため企業の事業拡張に支障が生じている。</p> <p>○本提案事項の支障事例と同じように農業用排水施設の更新事業の受益地については長期間にわたり原則除外ができないことから、農業振興に限らず地域の振興のため必要な施設の設置であって除外できず、地域経営を司る基礎自治体としては苦慮しているところである。農業振興の重要性は認識しているが、その前提となる地域が疲弊しては農業の振興も図れないことから、用排水系統や農地集積等への影響がないなど、農業振興と地域振興を両立する形で地区事情も勘案した制度としていただきたい。除外する方法として、いわゆる27号計画の策案も考えられるが、用途が限られることになってしまう。また、土地改良事業の計画変更という方法も考えられるが、変更に必要な期間が長く、変更理由の整理も困難であり、土地改良事業に対する理解を深め事業推進していくためには、農林水産省の農振担当部局と土地改良部局の調整をお願いしたい。</p> <p>○既存施設の事業者にとって拡張ができないことは、事業活動を制限することにつながり、ひいては地域経済の活性化を妨げることもつながる。そのため、農業用排水施設の新設又は変更の事業に係る計画の達成に著しい支障を及ぼすおそれがないと認められる場合に限り、既存施設の拡張を認める要件緩和は必要と考える。</p>
276	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	「農用地区域内農地」に係る除外要件の緩和	農用地区域から除外するに当たり、農地がほ場整備事業完了後8年を経過していれば、用排水路整備事業が8年を経過していなくても除外できるよう「土地改良事業完了後8年を経過しているもの」という要件を撤廃すること。	【現状】 東京一極集中の是正のため、東京からの本社機能の移転等に因りしても取り組んでおり、地方でも企業立地や既存工場の更なる拡充を支援している。適当な工場用地が農地しかない場合には、農用地区域から除外する必要があるが、そのためには以下の5つの要件を満たす必要がある。 ①その土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外に代替すべき土地がないこと、②農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと、③農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないこと、④農業用排水施設や農道など農用地等の保全又は利用上必要な施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないこと、⑤土地基盤整備事業完了後8年以上経過しているものであること 【支障事例】 兵庫のある市に所在している企業が工場を拡張(3ha)するに当たり、工事用地として予定した農地は土地改良事業から8年を経過していたものの、土地改良事業8年未経過の水路の受益地であり、当該農地を転用することが困難な状況になった。水路の付け替え等により他の受益地に影響がない場合は、農地がほ場整備事業完了後8年を経過していれば、水路が用排水路整備事業完了から8年を経過していなくても当該農地を農用地区域内農地から除外できるよう見直しを求める。	・既存企業の事業拡張による効果 隣接地が農用地区域であることにより、既存敷地での事業拡張を断念していた企業が、既存敷地を拡張して事業を実施することができるようになり、当該投資及び事業開始による経済波及効果及び新規雇用が期待できる。 ・新規立地企業における拡張期待効果 今後県内に立地する企業が土地を取得する場合において、隣接地取得による拡張可能性を考慮して取得することができるようになり、県内用地の利用価値増大効果が期待できる。	・農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項 ・農業振興地域の整備に関する法律施行令第9条	農林水産省	兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市		成田市、三条市、滑川市、福井県、吉田町、奈良県、八代市	<p>○高速道路のICが新たに整備された地域で、市が工業流通団地を整備しようとしていたところ、候補地を含む広範囲で国営かんがい排水事業が始まり通常の農振除外ができない状況になった。</p> <p>○現在、市内に受益地のある土地改良区では施設の老朽化に伴う改修を行っている団体が1団体あり、今後他の団体においても改修事業が予定されている。いずれの団体も受益地が広大であり、本要件により広範囲で、企業立地や事業用地の拡大に支障が出ているものと考えられる。さらに、広範囲の受益地を有する団体の事業においては、事業期間が長期にわたることから、事業完了時には既に事業開始当初に整備した施設の改良工事が必要になるなど、将来にわたっても農用地区域から除外することができず、地域の経済環境の変化に対応した土地利用に支障を来すことになる。</p> <p>○本提案事項の支障事例と同じように農業用排水施設の更新事業の受益地については長期間にわたり原則除外ができないことから、農業振興に限らず地域の振興のため必要な施設の設置であって除外できず、地域経営を司る基礎自治体としては苦慮しているところである。農業振興の重要性は認識しているが、その前提となる地域が疲弊しては農業の振興も図れないことから、用排水系統や農地集積等への影響がないなど、農業振興と地域振興を両立する形で地区事情も勘案した制度としていただきたい。除外する方法として、いわゆる27号計画の策案も考えられるが、用途が限られることになってしまう。また、土地改良事業の計画変更という方法も考えられるが、変更に必要な期間が長く、変更理由の整理も困難であり、土地改良事業に対する理解を深め事業推進していくためには、農林水産省の農振担当部局と土地改良部局の調整をお願いしたい。</p> <p>○当市においては、土地改良区による用排水路の補修事業が国の「国営施設応急対策事業」を活用し、実施されることとなっている。国の見解では、「国営施設応急対策事業」が土地改良事業との判断であり、用排水路の受益地(ほぼ市全域を網羅)において農振除外の規制がかかることとなる。市全体として地方創生・人口増加に取り組んでいるところであり、8年縛りがあり農振除外が難しいと商業、工業等の進出に支障があり、市勢発展が阻害されることが考えられることから、農地がほ場整備事業完了後8年を経過していれば、用排水路が整備事業完了から8年を経過していなくても当該農地を農用地区域内から除外できるよう見直しを求める。</p> <p>○本市の平坦部は大部分が江戸時代以降の干拓地であり、農業振興地域内農地の大部分が農用地区域に設定されている。排水機場や、用排水路整備事業等が行われた場合、当該事業の受益地については、農用地区域からの除外を行うことができない。公共投資の効果を確保するためには必要な要件ではあるが、上述のとおり当市は平坦部の農地の大部分が農用地区域に含まれており、その全てが受益地となってしまうと、一切の開発を行うことができず、ひいては農業集落の存続にも影響が出ると考える。</p> <p>○大規模な国営かんがい排水事業完了し、8年を経過した時期に、基幹水利ストックマネジメント事業が実施され、システムの入れ替えが行われた。このため、引き続き事業完了年が延長されたこと、また、国営事業の受益区域が広域であることから、影響する範囲も広範にわたる。通常農振除外ができるような場所で困難な状況にある。例えば、北陸新幹線等公共事業の代替地や事業所・工場などの既存敷地の拡張、集落に接続して設置する住宅などにおいて、除外転用が困難な状況である。</p>

管理 番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改革による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
	区分	分野									団体名	支障事例
238	B	地方に対する 規制緩和	農業・農地	米の産地伝達状況監視に係る事務の見直し	SBS方式等で輸入される米の流通経路等について、都道府県に情報提供されたい。	各都道府県においては、「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」に基づき、米の産地伝達状況を監視しているところである。 外国産米の混入事案が発覚した場合、現状、府はSBS方式で輸入される米の流通経路等を把握していないため、指導対象業者に対する速やかな検査等の実施に支障をきたしている。 同法に基づく流通経路が速やかにトレースできるよう、SBS米の落札業者や流通経路等を都道府県に情報提供していただきたい。	落札事業者等の情報が都道府県に提供されることで、米の産地伝達状況の監視が円滑に進み、住民の食の安心・安全の確保につなげることができる。	米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律	農林水産省	京都府、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	—	—

経済産業省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改革による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
113	A	権限移譲	産業振興	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律に係る事務・権限の移譲	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律に係る事務・権限のうち、総合効率化計画の認定、変更認定、報告の徴収等のように府県域を跨ぐために近畿経済産業局の権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限については、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合は、国に権限があるものの、一の府県域に限られる場合は、権限が府県に移譲されているものであり、国と地方が同じ業務を行っているものである。国に権限が残されているのは、府県域を跨ぐ場合は、広域的な判断が必要であるためと考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねているところである。府県をまたぐ場合の権限を関西広域連合に移譲することにより、国と地方の二重行政の解消などの効果が見込めることから地方でできることは、地方(関西広域連合)に任せるべきである。	関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねている。当該事務権限の移譲が実現すれば、府県が実施している事務と広域連合に移譲された事務の整理・集約など役割分担を検討することにより、より効率的かつ効果的な執行体制を構築することが可能となり、国と地方の二重行政の解消及び事業者等の利便性の向上が図られる。	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第4条第1・4・8項、第5条第1項・2項、第7条第1・2項、第26条	農林水産省、経済産業省、国土交通省	関西広域連合 (共同提案) 滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、堺市		
114	A	権限移譲	産業振興	伝統的工芸品産業の振興に関する法律に係る事務・権限の移譲	伝統的工芸品産業の振興に関する法律に係る事務・権限のうち、二次以降の振興計画の認定、変更の認定、認定の取消のように府県域をまたぐために近畿経済産業局の権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県知事の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限については、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合は、国に権限があるものの、一の府県域に限られる場合は、権限が府県に移譲されているものであり、国と地方が同じ業務を行っているものである。国に権限が残されているのは、府県域を跨ぐ場合は、広域的な判断が必要であるためと考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねているところである。府県をまたぐ場合の権限を関西広域連合に移譲することにより、国と地方の二重行政の解消などの効果が見込めることから地方でできることは、地方(関西広域連合)に任せるべきである。	関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねている。当該事務権限の移譲が実現すれば、府県が実施している事務と広域連合に移譲された事務の整理・集約など役割分担を検討することにより、より効率的かつ効果的な執行体制を構築することが可能となり、国と地方の二重行政の解消及び事業者等の利便性の向上が図られる。	伝統的工芸品産業の振興に関する法律第4条第1項、第5条第1・3項	経済産業省	関西広域連合 (共同提案) 滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、京都市、堺市	徳島県	
115	A	権限移譲	産業振興	中小企業等経営強化法に係る事務・権限の移譲	中小企業等経営強化法に係る事務・権限のうち、経営革新計画の承認、変更の承認、報告の徴収等のように府県域をまたぐために近畿経済産業局の権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県知事の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限については、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合は、国に権限があるものの、一の府県域に限られる場合は、権限が府県に移譲されているものであり、国と地方が同じ業務を行っているものである。国に権限が残されているのは、府県域を跨ぐ場合は、広域的な判断が必要であるためと考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねているところである。府県をまたぐ場合の権限を関西広域連合に移譲することにより、国と地方の二重行政の解消などの効果が見込めることから地方でできることは、地方(関西広域連合)に任せるべきである。	関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねている。当該事務権限の移譲が実現すれば、府県が実施している事務と広域連合に移譲された事務の整理・集約など役割分担を検討することにより、より効率的かつ効果的な執行体制を構築することが可能となり、国と地方の二重行政の解消及び事業者等の利便性の向上が図られる。	中小企業等経営強化法第8条第1・3項、第9条第1・2項、第46条第1・4項、第47条第1項	経済産業省	関西広域連合 (共同提案) 滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、京都市、堺市	徳島県	
116	A	権限移譲	産業振興	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に係る事務・権限の移譲(販売事業)	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に係る事務・権限のうち、液化石油ガス販売事業の登録、登録の取消、基準適合命令等により府県域を跨ぐために近畿経済産業局の権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限については、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合は、国に権限があるものの、一の府県域に限られる場合は、権限が府県に移譲されているものであり、国と地方が同じ業務を行っているものである。国に権限が残されているのは、府県域を跨ぐ場合は、広域的な判断が必要であるためと考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねているところである。府県をまたぐ場合の権限を関西広域連合に移譲することにより、国と地方の二重行政の解消などの効果が見込めることから地方でできることは、地方(関西広域連合)に任せるべきである。	関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねている。当該事務権限の移譲が実現すれば、府県が実施している事務と広域連合に移譲された事務の整理・集約など役割分担を検討することにより、より効率的かつ効果的な執行体制を構築することが可能となり、国と地方の二重行政の解消及び事業者等の利便性の向上が図られる。	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第3条第1項、第6条、第8条、第10条第3項、第14条第2項、第16条第3項 等	経済産業省	関西広域連合 (共同提案) 京都府、兵庫県、和歌山県、徳島県		

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		
	区分	分野									団体名	支障事例	
117	A	権限移譲	消防・防災・安全	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に係る事務・権限の移譲(保安業務等)	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に係る事務・権限のうち、一般消費者等に対する保安業務の認定、保安業務の改善命令により府県域を跨ぐために中部近畿産業保安監督部近畿支部の権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限については、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合は、国に権限があるものの、一の府県域に限られる場合は、権限が府県に移譲されているものであり、国と地方が同じ業務を行っているものである。国に権限が残されているのは、府県域を跨ぐ場合は、広域的な判断が必要であるためと考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねているところである。府県をまたぐ場合の権限を関西広域連合に移譲することにより、国と地方の二重行政の解消などの効果が見込めることから地方でできることは、地方(関西広域連合)に任せるべきである。	関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねている。当該事務権限の移譲が実現すれば、府県が実施している事務と広域連合に移譲された事務の整理・集約など役割分担を検討することにより、より効率的かつ効果的な執行体制を構築することが可能となり、国と地方の二重行政の解消及び事業者等の利便性の向上が図られる。	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第3条第1項、第6条、第8条、第10条第3項、第14条第2項、第16条第3項 等	経済産業省	関西広域連合 (共同提案) 京都府、兵庫県、和歌山県、徳島県			
118	A	権限移譲	消防・防災・安全	電気工事業の業務の適正化に関する法律に係る事務・権限のうち、電気工事業の登録、登録の取消、差止命令により府県域を跨ぐために中部近畿産業保安監督部近畿支部の権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限については、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合は、国に権限があるものの、一の府県域に限られる場合は、権限が府県に移譲されているものであり、国と地方が同じ業務を行っているものである。国に権限が残されているのは、府県域を跨ぐ場合は、広域的な判断が必要であるためと考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねているところである。府県をまたぐ場合の権限を関西広域連合に移譲することにより、国と地方の二重行政の解消などの効果が見込めることから地方でできることは、地方(関西広域連合)に任せるべきである。	関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねている。当該事務権限の移譲が実現すれば、府県が実施している事務と広域連合に移譲された事務の整理・集約など役割分担を検討することにより、より効率的かつ効果的な執行体制を構築することが可能となり、国と地方の二重行政の解消及び事業者等の利便性の向上が図られる。	電気工事業の業務の適正化に関する法律第3条～8条、第9条第3項、第10条～12条、第14条～第16条、第17条第2項、第17条の2・3、第27条、第28条、第29条第1項、第30条、第33条	経済産業省	関西広域連合 (共同提案) 京都府、兵庫県、和歌山県、堺市				
119	A	権限移譲	消防・防災・安全	高圧ガス保安法に係る事務・権限の移譲	高圧ガス保安法に係る事務・権限のうち、製造施設又は第一種貯蔵所に係る指定完成検査機関及び指定保安検査機関の指定により府県域を跨ぐために中部近畿産業保安監督部近畿支部の権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限については、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合は、国に権限があるものの、一の府県域に限られる場合は、権限が府県に移譲されているものであり、国と地方が同じ業務を行っているものである。国に権限が残されているのは、府県域を跨ぐ場合は、広域的な判断が必要であるためと考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねているところである。府県をまたぐ場合の権限を関西広域連合に移譲することにより、国と地方の二重行政の解消などの効果が見込めることから地方でできることは、地方(関西広域連合)に任せるべきである。	関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねている。当該事務権限の移譲が実現すれば、府県が実施している事務と広域連合に移譲された事務の整理・集約など役割分担を検討することにより、より効率的かつ効果的な執行体制を構築することが可能となり、国と地方の二重行政の解消及び事業者等の利便性の向上が図られる。	高圧ガス保安法第20条第1項ただし書、第22条第1項第1号、第58条の22・23の第1・3項、第58条の24・27・29・30、第61条第2項、第62条第2項 等	経済産業省	関西広域連合 (共同提案) 京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県			
120	A	権限移譲	消防・防災・安全	火薬類取締法に係る事務・権限の移譲	火薬類取締法に係る事務・権限のうち、火薬類の製造施設や火薬庫に係る指定完成検査機関及び指定保安検査機関の指定により府県域を跨ぐために中部近畿産業保安監督部近畿支部の権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限については、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合は、国に権限があるものの、一の府県域に限られる場合は、権限が府県に移譲されているものであり、国と地方が同じ業務を行っているものである。国に権限が残されているのは、府県域を跨ぐ場合は、広域的な判断が必要であるためと考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねているところである。府県をまたぐ場合の権限を関西広域連合に移譲することにより、国と地方の二重行政の解消などの効果が見込めることから地方でできることは、地方(関西広域連合)に任せるべきである。	関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねている。当該事務権限の移譲が実現すれば、府県が実施している事務と広域連合に移譲された事務の整理・集約など役割分担を検討することにより、より効率的かつ効果的な執行体制を構築することが可能となり、国と地方の二重行政の解消及び事業者等の利便性の向上が図られる。	火薬類取締法第15条第1項ただし書、第35条第1項第1号、第45条の28、第45条の29第1・3項、第45条の30・31・33・34・36、第45条の37第1項、第53条第1項第1・5・7・8号	経済産業省	関西広域連合 (共同提案) 京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県			
242	B	地方に対する規制緩和	産業振興	大規模小売店舗に係る変更に関する届出時の市町村への意見聴取手続の廃止	大規模小売店舗に係る変更に関する届出時の市町村への意見聴取手続の廃止	大規模小売店舗立地法第6条第1項に基づく届出時に、都道府県はその内容を公告等することになっており、都道府県が公告をしたときは、速やかに、その旨を市町村に通知し、当該公告の日から四月以内に、市町村から当該公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を聴かなければならない。 例えば、小売業者の住所や代表者が変更になった場合、そのことに対して住所を変えていただきたい、代表者を違う人にしてほしいという意見を出すことは考えられず、市町村が、6条1項の変更届出に対し、意見を述べる余地はまずないと考えられ、当該意見聴取に関しては形式的で実態として意味がないものとなっていることから、手続きを廃止し事務負担の軽減を図ることを求める。	意見聴取手続きを廃止することで、大規模小売店舗に関する事務の効率化を図ることができる。	大規模小売店舗立地法第8条	経済産業省	京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	岩手県、盛岡市、福島県、栃木県、神奈川県、伊勢原市、高岡市、多治見市、静岡県、富士市、豊橋市、豊田市、稲沢市、徳島市、新居浜市、長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県		

国土交通省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容		制度的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野		具体的な支障事例	支障事例								
12	A	権限移譲	土地利用(農地除く)	区域区分に関する都市計画の決定権限に係る市町村への移譲	都市計画法第15条第1項第2号に規定の区域区分に関する都市計画について、定める者を市町村とすること	主体的なまちづくりと市民への説明責任 区域区分の設定に関するまちづくりについて、意見をもった市民がいるとしても、区域区分の決定は京都府が行うため、市としては、そうした意見に限定的な回答しかできない場合もある。 時間短縮による事務の簡素化と効率化 京都府に決定権限があるため、公聴会を経て市民意見を取り入れた原案を府の都市計画審議会に付議する前に、府の関係所管との事前協議や調整に多くの時間が必要とされる。 地形的特性 舞鶴市の様に、一市一都計であり、隣接市町村と市街化区域が接していない場合、広域的な見地から区域区分の決定は必要ないと考える。	権限が移譲されれば、既に移譲を受けた用途地域などと合わせて土地利用に関する都市計画制度が一本化され、社会情勢の変化や市民・企業等のニーズに素早く対応した、合理的かつ市独自の発想に基づく土地利用を行うことができる	都市計画法第15条第1項第2号	国土交通省	舞鶴市	コンパクトシティ実現に向けて市街化区域の規模を見直す取り組みを実施(新聞記事あり)	-	-
64	B	地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	津波浸水想定区域にある要配慮者利用施設の高台移転に係る国庫補助要件の緩和	津波浸水想定区域内で、周囲に住宅がないものの、現に居住者が存在する要配慮者利用施設が単独で存在する場合、居住者数など当該施設の実態を踏まえ、集団移転促進法の特例の対象とするよう、国庫補助の要件緩和を求める。	県内の市町村には、周囲に住宅がない場所に高齢者施設が立地しているケースがある。 当該施設は、100名以上が現に居住しており、政令で定める移転対象である住居敷(十戸を下らない範囲内で国交省令で定める)と同等以上の者が居住しているが、防災集団移転促進事業、津波避難対策緊急事業などの国庫補助を活用できず、高台移転が滞っている。 津波浸水想定区域内に立地する要配慮者利用施設の高台移転については、周囲に住宅が無い場合においても当該施設の実態に応じ、国庫補助を活用できるよう、補助要件の緩和を求める。	要配慮者利用施設の高台移転が促進されることで、浸水リスクが低減され、住民の生命・財産の保全に資する。	南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第16条 同施行令第7条、第9条 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律第2条第2項、第3条第2項 同施行令第1条	内閣府、国土交通省	愛知県	ひたちなか市、沖縄県	現在、要配慮者利用施設は津波浸水想定範囲内がないが、災害の発生場所によっては補助要件の緩和が必要である。 本市には、当該施設はないが、事前にできる対策として推進するためには有用な提案だと考える。	
90	B	地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	国土利用計画法第39条に基づく土地利用審査会の委員の任免に係る手続の簡素化	土地利用審査会は、地方自治法第138条の4第3項規定に基づき、国土利用計画法第39条の規定により設置される知事の附属機関であるが、その委員の任免については、附属機関の中で唯一、行政委員等の任免と同じく議会の同意が必要とされていることから、他の附属機関と同様な簡素な事務手続きにすること。	土地利用審査会は、私人の土地取引を規制する権限を有することから、その任命・解任について都道府県議会の同意が必要とされている。 しかしながら、本県において、都道府県知事の許可が必要となる規制区域について、制度創設以後、指定されておらず、監視区域や監視区域も指定されていない。 また、規制区域が指定され、知事が不許可処分を行った場合には、国土交通大臣への再審査請求も可能であり、私人の財産権の制限に対する手続きは十分に確保されていると考えられる。 現行制度においては、委員の任命替えの手続きにおいて、議案の作成、それに伴う委員候補者の在住市町村からの戸籍、刑罰調査等の取得事務等、担当課室における負担が大きく、他の附属機関の委員の任免手続きと比較して著しく事務量が多い状態となっている。	委員の任命替えの時期における、事務手続きの大幅な削減が期待できる。	国土利用計画法第39条	国土交通省	山梨県	茨城県、神奈川県、川崎市、静岡県、山梨県、香川県、大分県、宮崎県	提案県と同様、大分県でも担当課における議案の作成事務等の負担が大きく、他の附属機関の委員の任免手続きと比較して著しく事務量が多い状態となっている。 本県においても、委員任期である3年ごとに人事議案として議会同意を得る手続きを行っており、事務負担は大きい。 土地利用審査会は、国民の財産権の制約に大きな影響を与えることから、委員の任命について都道府県議会の同意が必要とされている。 しかし、同様に国民の財産権の制約に大きな影響を与える開発審査会や建築審査会は、委員の任命について都道府県議会の同意は不要であり、このことを理由とする問題も何ら生じていない。また、現在の監視区域制度は、バブル崩壊と長期にわたる地価の下落、デフレ経済の結果、ほとんど活用されておらず、本県の土地利用審査会も形骸化している。 さらに、仮に今後地価の上昇により規制区域に指定され、知事が不許可処分を行った場合も、国土交通大臣への再審査請求が可能であるため、財産権の制約に対する手続きは十分に確保されている。 以上から、土地利用審査会委員の任命に対する都道府県議会の同意は法制度上バランスを欠き、必要性も低いと考えられる。 土地利用審査会については、長年審査案件もなく、また、今後の審査見込みもない中で、委員の任期満了の都度、議会同意に向けた手続に係る事務負担が大きい。 土地利用審査会は、本県においても審査案件がなく、平成10年以降は委員の改選時のみの開催となっている。長期間にわたり審査案件がないにも関わらず常設していることは、結果的に、改選時の事務及び経費を不必要に負担しているものとも言える。 このようなことから、土地利用審査会のあり方について、しっかりと議論が行われ、現状に即した最善の制度が整備されることを希望するものであり、当該提案の共同提案団体として参画するものである。 しかしながら、土地利用審査会が、私権の制限に関わる問題を審議する機関であることを踏まえ、国土利用計画法審議会へ整理・統合する形に固執せず、非常設化や任期の長期化などを含めた慎重な検討が必要であると考える。	
95	B	地方に対する規制緩和	運輸・交通	自家用有償旅客運送者の拡充	中山間地域の過疎地域等では、公共交通がなかったり、あっても本数が少なく使いづらいなど、日常の移動が不便な状況。 このような公共交通空白地域では、公共交通空白地有償運送が行われているが、その運送主体は特定非営利活動法人(NPO法人)などに限られている。 しかし、人の少ない中山間地では申請主体となりうる組織としての団体が存在しない場合もあることから、当該運送手段を実施することができなく、地域住民の生活に支障が生じる。	公共交通空白地有償運送の運送主体を特定非営利活動法人(NPO法人)などに限定するのではなく、その他の法人等についても認める。 例えば中山間地では、自然を利用した観光施設、旅館等があり、これらの施設の利用者の利便を図るための無償車両運行、また、スーパー等が所有し無償運行している車両を施設利用者等以外の者の有償運送に利用することにより地域住民の移動の利便性向上、施設所有の車両運用の効率化が図られる。 しかし、施設利用者の無償運送と施設利用者以外の有償運送とが混在して利用することになり、ここに施設側の利用者に対するサービス提供の隘路がある。	公共交通空白地有償運送の運送主体を特定非営利活動法人(NPO法人)などに限定するのではなく、その他の法人等についても認める。 例えば中山間地では、自然を利用した観光施設、旅館等があり、これらの施設の利用者の利便を図るための無償車両運行、また、スーパー等が所有し無償運行している車両を施設利用者等以外の者の有償運送に利用することにより地域住民の移動の利便性向上、施設所有の車両運用の効率化が図られる。 しかし、施設利用者の無償運送と施設利用者以外の有償運送とが混在して利用することになり、ここに施設側の利用者に対するサービス提供の隘路がある。	道路運送法第79条	国土交通省	鳥取県、滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、京都府	鳥田市、伊豆の国市、福知山市	中山間地域において、バス交通以外の公共交通手段がなく、地元住民からバスの本数を増やしてほしいとの要望があるが、定期的な利用が少なく、バス運転手不足等の問題から増便することができない。地元住民からも定期的に利用する人だけでなく、観光客を運ぶ手段も確保していきたいとのことであったので、観光施設等の車両運行が可能になればより便利になると考えられる。ただ、民間の運行事業者の経営を圧迫する可能性があるため、地域を限定する等の工夫が必要である。 人口が少ない中山間地域では、申請主体となるNPO法人組織を担う人材を確保することが大変である。本市としても、新たな交通システムを構築するためには、地域の協議会組織があることを条件にしている。しかしながら、移動手段に困る地域においても、組織形成が図られない状況である。 高齢化の進行により、ドライバー不足等、自家用有償運送の担い手がないことにより、公共交通空白地有償運送の導入が困難な地域もあり、実施主体になり得る団体の可能性が広がることから、NPO法人等以外の一般法人等についても申請ができるよう求める。 今後、更に人口減少が進むことが予想されるが、NPO法人等の組織とならざる団体も存在しなくなるため、運行主体の拡大を行い、地域住民の足を確保する必要がある。	

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容		制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野		具体的支障事例	団体名						支障事例	
98	B 地方に対する規制緩和	運輸・交通	乗合自動車の補助条件の見直し	<p>全国で一律となっている乗合バス補助条件を地域の実情に合わせた基準に緩和すること。</p> <p>人口が少ないため利用状況が低い中山間地域を含む系統では、平均乗車密度が低く全国一律の国庫補助条件を満たすことができず、バスの存続が困難となっている。</p> <p>バスを取り巻く環境を考慮し、地域の実情に合わせた補助条件を設定することにより地域で必要なバス路線を維持することができる。</p>	<p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金は、バスを取り巻く環境が大きく違う地域を一緒にして補助の仕組みが作られており、全国一律の基準により制度設計がなされている。</p> <p>人口が少ないため利用状況が低い中山間地域を含む系統では、平均乗車密度が低く全国一律の国庫補助条件を満たすことができず、バスの存続が困難となっている。</p> <p>バスを取り巻く環境を考慮し、地域の実情に合わせた補助条件を設定することにより地域で必要なバス路線を維持することができる。</p>	<p>バスを取り巻く環境に応じた補助条件とすることにより、各地域に応じた必要なバス路線が維持され、住民の利便性の向上が図られる。</p>	地域公共交通確保維持改善事業費補助金	国土交通省	鳥取県、中国地方知事会、滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、徳島県、京都府		<p>鹿角市、茨城県、ひたちなか市、新潟市、石川県、高山市、伊豆の国市、田原市、福知山市、神戸市、和歌山市、吉布市、愛媛県、久米市、朝倉市、大村市、宮崎市、沖縄県</p> <p>本県内の地域間幹線系統確保維持国庫補助金の補助対象系統は、H20年度から29年度の10年間で約2/3に減少している(H20:39系統、H29:27系統)。これは、中山間地域や人口減少が急速に進んでいる地域を運行する系統が多く、平均乗車密度が低下して全国一律の国庫補助条件を満たすことができなくなる系統が増えているためであり、国庫補助制度から外れた系統は、その後、安定的な維持が非常に困難で、大幅な区間廃止や減便、系統自体の廃止に至った事例が多い。全国に先駆けて人口減少及び高齢化が進んでいる地域においては、利用者数は減少しても乗合バスの必要性は増しており、全国一律ではなく、地域の状況に応じた輸送量要件を設定し、地域交通の安定維持を可能にする補助制度への見直しが必要である。</p> <p>本県においても、利用者の少ない地域では平均乗車密度が低く、国庫補助条件を満たせない系統が多くなっており、バス路線の維持が困難な状況となっている。</p> <p>本県の地域間幹線系統は、補助対象経費が削減される基準である平均乗車密度5人未満の路線がほとんどであり、その減額分は沿線市町が負担している状況である。そのため、地域の実情に合わせた補助条件の設定が必要である。</p> <p>本市では立地適化計画を策定し、一部のバス路線を幹線公共交通とし、将来都市構造を支える重要な公共交通機関として位置づけているが、路線バスを取り巻く環境は非常に厳しく、幹線に位置づけている路線においても補助対象となっていないバス路線が存在している。本市としては、このような補助対象となっている幹線路線に対しても、将来に亘り維持する方針であるが、市の補助額は年々増加する傾向にあり、地域の実情に合わせた地域公共交通確保維持改善事業費の補助要件の緩和等により、このような幹線路線の維持に支援をお願いしたい。</p> <p>地方における交通事業者の経営状況は厳しくなっており、公共交通維持のための行政負担も年々増加していることから、バスを取り巻く環境を考慮し、地域の実情に合わせた補助条件は必要である。</p> <p>本市域内においても交通事業者が地域公共交通確保維持改善事業費補助金(地域間幹線系統確保維持費国庫補助金)を活用して運行を維持している郊外路線バスがある。近年では、バス利用者の減少から補助対象事業の基準である1日当たりの実績輸送量が15人を下回ったことから、対応として平日の日中や土休日など、比較的用户者の少ない便を減らし、朝夕の通勤時間帯で利用者が多い便を残すことで平均乗車密度を上げ、輸送量を確保している事例がある。結果、日中時間帯のバス運行が減少し、高齢者の買い物や通院など生活交通としての利便性が低下したことで、さらにバス利用者も減ってしまう負の連鎖が生じている状況である。生活交通の確保維持・強化を図るためには、郊外路線バスの持続的な運行も重要な手段の一つであり、路線維持に向け、人口密度や高齢化率など地域の特性や実情を考慮した補助条件への見直しなど、制度の改正が必要である。</p> <p>本市において、地域公共交通確保維持改善事業費補助金を受けている路線は、地域間幹線系統が4系統、地域内フィーダー系統が12系統あるが、地域間幹線系統のうち2系統は地域公共交通再編実施計画期間満了後に要件を満たさなくなるほか、地域内フィーダー系統のうち5系統は次年度から要件を満たさなくなる見通しであり、今後、人口減少が進む地域のバスの存続が一層困難になる。</p> <p>幹線系統における補助要件から外されたことにより(1日15人以上)、休便や土日祝休便となった路線がある。地域の環境に応じた補助条件とすることにより、必要なバス路線が維持され、住民の利便性の向上が図られる。</p> <p>地方の人口減少が進む中、バス路線を維持することは大変に困難であり、地方都市を取り巻く状況は厳しい状況である。地域に即した補助条件の見直しが必要とする。</p> <p>本市においても、今後大幅な人口減少に伴い平均乗車密度がさらに低くなることで、補助対象でなくなる系統がさらに増加することが想定される。今後の人口減少を含む地域の実情を勘案した補助条件を設定することにより、地域で必要なバス路線を維持することができる。</p> <p>地方都市、中山間地においては、利用者が少なく平均乗車密度が低い路線も多く、路線維持のための市負担も増大し、今後の存続が困難となるため、人口或いは人口密度に応じた補助条件の設定を求める。</p> <p>本市においても、人口が減少し、路線バスの運行本数および利用者数の減少が進行する農村地域において、国庫補助要件である輸送量要件を満たさない系統が増加している。国庫補助の対象外となった系統においては、都道府県および沿線市町の支援のみでは路線の維持が困難となり、さらなる運行本数の減少や撤退を招く恐れがある。そのため、地域の実情に応じた柔軟な補助要件の設定により、地域住民の生活の足が維持存続されるよう、制度の見直しを要望する。</p> <p>市と隣町を結ぶ幹線系統補助路線を検討した際、補助要件である1日の乗降客数の下限人数を確保するためには、相当数のバスの運行が必要であることが実証実験にて判明した。このことから、国庫補助金を活用するにも、莫大な運行経費が必要となることから当該補助金の活用を断念したことがある。</p> <p>国の補助基準の運行回数又は輸送量の要件に合わない広域路線が13路線あるが、当該路線は地域の住民にとって無くてはならない重要な路線である。この路線を廃止することはできないため、県及び市町村により赤字補てんを行いながら路線維持を行っているが、大きな財政負担となっている。</p> <p>本市と周辺町を結ぶ路線バスにおいても、中山間地域を含むため、平均乗車密度が低く、国庫補助条件を満たさないため、路線の維持が困難になりつつある系統がある。</p> <p>地域間幹線バスは、交通網が脆弱な地方にとって主要な生活交通であり、このバス路線を維持存続するに当たり、地域間幹線系統確保維持費国庫補助制度は、必要不可欠な制度であり、しかし、近年は、補助採択要件の一つである平均乗車密度を満たすことが難しくなってきたり、地域の交通事情に応じた補助要件の緩和が必要である。</p> <p>本市においても、国庫補助路線については、補助要件(収支率)が厳しいため、地域の実情に合わせて緩和していただきたいと考えている。</p> <p>地域交通機関の運営主体は、人口減少に伴い利用者が減少する中で、生活交通の維持・確保に向けて事業改善に取り組んでいるものの、経営基盤が脆弱であることが多いため、多額の赤字が生じる路線の維持・確保が困難な状況である。特に、離島・過疎地域の公共交通においては、平均乗車密度が低いことから全国一律の国庫補助条件を満たすことのできない系統や補助額が削減される系統がある。よって、離島・過疎地域等の公共交通を維持するために、全国一律となっている補助条件を地域の実情に合わせた補助条件に緩和していただきたい。</p> <p>地域によって人口密度や利用者層は異なるため、全国統一基準による補助金の制度設計は、地域の実情と合わない部分も多く、乗車密度等基準の達成が難しい状況となっている。路線バスは、地域の足として今後も重要であり、それを存続させていくために、基準の緩和が求められる。</p> <p>本制度によりバス車両を更新する場合、補助要件を満たす低床型(地上から床面までの地上高65センチ以下)バスでは、積雪山間地域において、冬期間の走行に支障をきたす。利用者の安全確保のため、地形や気象等の様々な要因を考慮し、地域の実情に応じた基準を設定すべきである。</p>	
111	A 権限移譲	その他	広域地方計画協議会の事務局機能の移管	<p>広域地方計画協議会の事務局機能を関西広域連合が担うことができるように法改正を求める。</p> <p>広域地方計画においては、広域地方計画本文にも記載されている「計画の効果的推進」に当たり、地方整備局が事務局として事業の評価方法や今後の進め方等をとりまとめているが、「本省の方針がわからないため未定」という説明が再三繰り返され、地域の主体性が十分に発揮されていない。協議会としての方針が不明瞭なため、構成機関も対応に苦慮している状況である。本省ルールによる画一的な取組をするのであれば、国土の基本構想である「対流促進型国土*」の形成を進めることにならず、計画の策定権限とともに事務局機能についても移管すべきと考え、</p> <p>*対流促進型国土…それぞれの地域が個性を磨き、異なる個性を持つ各地域が連携することによりイノベーションの創出を促す</p>	<p>関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねている。協議会の事務局機能を広域連合に移管することにより、各行政分野の調整を一元的に行うことが可能となり行政の効率化を図ることができる。</p>	<p>国土形成計画法第10条</p>	国土交通省	関西広域連合(共同提案)滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都府、大分市、堺市、神戸市				

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容		制度的改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		
	区分	分野		具体的な支障事例	団体名						支障事例		
112	A	権限移譲	その他	港湾広域防災協議会の事務局機能の移管	港湾広域防災協議会の事務局機能を関西広域連合が担うことができるように法改正を求め、	関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立してあり、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねている。協議会の事務局機能を広域連合に移管することにより、各行政分野の調整を一元的に行うことが可能となり行政の効率化を図ることができる。 日本海側に港を有する京都府及び鳥取県を構成団体としており、関西広域連合が事務局機能を担うことにより当該地域をも対象としたより広域的な観点から港湾機能の継続の検討が可能となる。	港湾法第50条の4	国土交通省	関西広域連合(共同提案)京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、堺市		-	-	
113	A	権限移譲	産業振興	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律に係る事務・権限の移譲	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律に係る事務・権限のうち、総合効率化計画の認定、変更認定、報告の徴収等により府県域を跨ぐために近畿経済産業局の権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求め、	当該事務権限については、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合は、国に権限があるものの、一の府県域に限られる場合は、権限が府県に移譲されているものであり、国と地方が同じ業務を行っているものである。国に権限が残されているのは、府県域を跨ぐ場合は、広域的な判断が必要であるためと考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねているところである。府県をまたぐ場合の権限を関西広域連合に移譲することにより、国と地方の二重行政の解消などの効果が見込めることから地方でできることは、地方(関西広域連合)に任せるべきである。	関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立してあり、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねている。当該事務権限の移譲が実現すれば、府県が実施している事務と広域連合に移譲された事務の整理・集約など役割分担を検討することにより、より効率的かつ効果的な執行体制を構築することが可能となり、国と地方の二重行政の解消及び事業者等の利便性の向上が図られる。	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第4条第1・4・8項、第5条第1項・2項、第7条第1・2項、第26条	農林水産省、経済産業省、国土交通省	関西広域連合(共同提案)滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、堺市		-	-
121	A	権限移譲	土木・建築	建設業法に係る事務・権限の移譲	建設業法に係る事務・権限のうち、建設業の許可、営業停止、許可の取消、許可の取消のために近畿地方整備局の権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求め、	当該事務権限については、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合は、国に権限があるものの、一の府県域に限られる場合は、権限が府県に移譲されているものであり、国と地方が同じ業務を行っているものである。国に権限が残されているのは、府県域を跨ぐ場合は、広域的な判断が必要であるためと考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねているところである。府県をまたぐ場合の権限を関西広域連合に移譲することにより、国と地方の二重行政の解消などの効果が見込めることから地方でできることは、地方(関西広域連合)に任せるべきである。	関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立してあり、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねている。当該事務権限の移譲が実現すれば、府県が実施している事務と広域連合に移譲された事務の整理・集約など役割分担を検討することにより、より効率的かつ効果的な執行体制を構築することが可能となり、国と地方の二重行政の解消及び事業者等の利便性の向上が図られる。	建設業法第3条第1項、第3条の2第1項、第5条、第7条、第11条第1～5項、第12条、第13条、第15条等	国土交通省	関西広域連合(共同提案)京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、京都市、堺市		-	-
122	A	権限移譲	土木・建築	宅地建物取引業法に係る事務・権限の移譲	宅地建物取引業法に係る事務・権限のうち、宅地建物取引業の免許、免許の取消、許可の取消のために近畿地方整備局の権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求め、	当該事務権限については、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合は、国に権限があるものの、一の府県域に限られる場合は、権限が府県に移譲されているものであり、国と地方が同じ業務を行っているものである。国に権限が残されているのは、府県域を跨ぐ場合は、広域的な判断が必要であるためと考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねているところである。府県をまたぐ場合の権限を関西広域連合に移譲することにより、国と地方の二重行政の解消などの効果が見込めることから地方でできることは、地方(関西広域連合)に任せるべきである。	関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立してあり、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねている。当該事務権限の移譲が実現すれば、府県が実施している事務と広域連合に移譲された事務の整理・集約など役割分担を検討することにより、より効率的かつ効果的な執行体制を構築することが可能となり、国と地方の二重行政の解消及び事業者等の利便性の向上が図られる。	宅地建物取引業法第1条第1・3項、第3条の2第1項、第4条第1項、第6条、第8条第1・2項、第9条、第10条、第11条第1項、第25条第4・6・7項等	国土交通省	関西広域連合(共同提案)京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、堺市		-	大臣免許業者の手続きにおいては、県を経由することされており、書類受付のために知事免許業者の場合と同等の事務量が生じている。また、知事から大臣への免許換えに際しては、その手続きにある程度まとまった期間を要することもあり、申請の時期、免許要件を充足すべき時期等について、種々の疑義が生じている。
123	A	権限移譲	土木・建築	不動産の鑑定評価に関する法律に係る事務・権限の移譲	不動産の鑑定評価に関する法律に係る事務・権限のうち、不動産鑑定業者の登録、懲戒処分、勧告のように府県域を跨ぐために近畿地方整備局の権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求め、	当該事務権限については、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合は、国に権限があるものの、一の府県域に限られる場合は、権限が府県に移譲されているものであり、国と地方が同じ業務を行っているものである。国に権限が残されているのは、府県域を跨ぐ場合は、広域的な判断が必要であるためと考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねているところである。府県をまたぐ場合の権限を関西広域連合に移譲することにより、国と地方の二重行政の解消などの効果が見込めることから地方でできることは、地方(関西広域連合)に任せるべきである。	関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立してあり、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねている。当該事務権限の移譲が実現すれば、府県が実施している事務と広域連合に移譲された事務の整理・集約など役割分担を検討することにより、より効率的かつ効果的な執行体制を構築することが可能となり、国と地方の二重行政の解消及び事業者等の利便性の向上が図られる。	不動産の鑑定強化に関する法律第23条第1項、第24条、第25条、第26条第3項、第27条第2項、第28条、第29条第1項、第30条、第31条第1・2項、第32条第2項、第41条等	国土交通省	関西広域連合(共同提案)滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、堺市		-	-

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容		制度的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		
	区分	分野		具体的な支障事例	団体名							支障事例		
124	A	権限移譲	土地利用(農地除く)	土地収用法に係る事務・権限の移譲	土地収用法に係る事務・権限のうち、事業の認定、申請書の提出の受理、申請書の欠陥の補正及び却下のように府県域を跨ぐために近畿地方整備局の権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限については、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合は、国に権限があるものの、一の府県域に限られる場合は、権限が府県に移譲されているものであり、国と地方が同じ業務を行っているものである。国に権限が残されているのは、府県域を跨ぐ場合は、広域的な判断が必要であるためと考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねているところである。府県をまたぐ場合の権限を関西広域連合に移譲することにより、国と地方の二重行政の解消などの効果が見込めることから地方でできることは、地方(関西広域連合)に任せるべきである。	関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねている。当該事務権限の移譲が実現すれば、府県が実施している事務と広域連合に移譲された事務の整理・集約など役割分担を検討することにより、より効率的かつ効果的な執行体制を構築することが可能となり、国と地方の二重行政の解消及び事業者等の利便性の向上が図られる。	土地収用法第18条第1項、第19条第1・2項、第20条、第21条第1・2項、第22条、第23条第1・2項、第24条第1・3項、第25条第2項、第26条第1～3項、第26条第2第1項、第27条第1～4・6・7項 等	国土交通省	関西広域連合(共同提案)京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、堺市			-	-
125	A	権限移譲	土木・建築	建築基準法に係る事務・権限の移譲	建築基準法に係る事務・権限のうち、建築物の建築確認・検査を行う指定確認検査機関の指定、確認検査員の選任等の届出受理のように府県域を跨ぐために近畿地方整備局の権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限については、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合は、国に権限があるものの、一の府県域に限られる場合は、権限が府県に移譲されているものであり、国と地方が同じ業務を行っているものである。国に権限が残されているのは、府県域を跨ぐ場合は、広域的な判断が必要であるためと考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねているところである。府県をまたぐ場合の権限を関西広域連合に移譲することにより、国と地方の二重行政の解消などの効果が見込めることから地方でできることは、地方(関西広域連合)に任せるべきである。	関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねている。当該事務権限の移譲が実現すれば、府県が実施している事務と広域連合に移譲された事務の整理・集約など役割分担を検討することにより、より効率的かつ効果的な執行体制を構築することが可能となり、国と地方の二重行政の解消及び事業者等の利便性の向上が図られる。	建築基準法第6条の2第1項、第7条の2第1項、第77条の18第3項、第77条の20、第77条の21第1～3項、第77条の22第1・2・4項、第77条の23第1項 等	国土交通省	関西広域連合(共同提案)京都府、兵庫県、和歌山県、徳島県、京都市、堺市			-	-
126	A	権限移譲	土地利用(農地除く)	大深度地下の公共的使用に関する特別措置法に係る事務・権限の移譲	大深度地下の公共的使用に関する特別措置法に係る事務・権限のうち、大深度の使用認可のように府県域を跨ぐために国土交通省の権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限については、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合は、国に権限があるものの、一の府県域に限られる場合は、権限が府県に移譲されているものであり、国と地方が同じ業務を行っているものである。国に権限が残されているのは、府県域を跨ぐ場合は、広域的な判断が必要であるためと考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねているところである。府県をまたぐ場合の権限を関西広域連合に移譲することにより、国と地方の二重行政の解消などの効果が見込めることから地方でできることは、地方(関西広域連合)に任せるべきである。	関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねている。当該事務権限の移譲が実現すれば、府県が実施している事務と広域連合に移譲された事務の整理・集約など役割分担を検討することにより、より効率的かつ効果的な執行体制を構築することが可能となり、国と地方の二重行政の解消及び事業者等の利便性の向上が図られる。	大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第7条、第11条第1項、第12条第1・3項、第14条第1項、第15条、第17条、第18条第1項、第19～21条、第22条第1項 等	国土交通省	関西広域連合(共同提案)京都府、兵庫県、鳥取県、堺市			-	-
131	A	権限移譲	土地利用(農地除く)	国土形成計画法に基づく近畿圏広域地方計画の策定権限の移譲	国土形成計画法に基づく近畿圏広域地方計画について、広域地方計画協議会への関西広域連合の参画、策定権限の関西広域連合へ移譲を求める。	広域地方計画本文にも記載されている「計画の効果的推進」に当たり、地方整備局が事務局として事業の評価方法や今後の進め方等をとりまとめているが、「本省の方針がわからないため未定」という説明が再三繰り返され、地域の主体性が十分に発揮されていない。協議会としての方針が不明瞭なため、構成機関も対応に苦慮している状況。本省ルールによる画一的な取組を断るべきではないが、 * 対流促進型国土…それぞれの地域が個性を磨き、異なる個性を持つ各地域が連携することによりイノベーションの創出を促す	関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねている。そのため、国土形成計画法による広域地方計画の策定権限を地方に委ねることにより、東京圏の視点に基づいて策定されている全国版の国土形成計画の制約を受けず、地域の実情、地域性、独自性を反映した策定が可能となり、地方公共団体が自主的かつ主体的に取り組む地方創生に寄与し、東京一極集中の是正が図られる。	国土形成計画法第9条	国土交通省	関西広域連合(共同提案)滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市			-	-
132	A	権限移譲	土地利用(農地除く)	近畿圏整備法に基づく整備計画の決定権限・各区域の指定権限の移譲、近郊整備区域建設計画等の作成に係る国同意の廃止	近畿圏整備法に基づく近畿圏整備計画や近郊整備区域等の各区域指定について、関西広域連合への決定権限の移譲を求めることと、近郊整備区域建設計画等の作成に係る国同意の廃止を求める。	関西においては、総合行政を担う地域の実情に精通した府県、政令指定都市から構成する関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、広域行政の基本的な政策の企画・調整機能を担い、実績を積み重ねている。しかし、近畿圏の建設とその秩序ある発展を図るための近畿圏整備計画の決定や、近郊整備区域、都市開発区域、保全区域、近郊緑地保全区域の指定について、関係府県、関係政令指定都市等の意見を聴くことはなっていないが、平成28年3月提出期限であった近畿圏整備計画(案)に係る意見照会では意見は聞かれるのみであり、関西の地域の実情、地域特性を反映させる仕組みになっておらず、東京の視点での国主導の計画で、東京一極集中を是正するものとなっていない。また、関西広域連合には照会すら行われず、関西の広域行政の責任主体としての存在を考慮されていない。	関西のことは関西で決める。そのことにより東京一極集中を是正することにつながる。 近畿圏における地方創生を実現していくため、関西地域の実情に応じ、関西地域の特性をいかして、関西広域連合が自主的・主体的に企画・立案し、近畿圏整備計画の決定等を行うことにより、インフラ整備等の視点だけでなく、あらゆる分野を総合的に見て判断することができ、秩序ある発展を図っていくことが可能となる。 なお、国との関係においては、移譲した権限について、事前協議に改めることとすることで、均衡が図られるものと考えられる。 また、広域連合は、一部事務組合とは異なり、一部の事務のみならず企画調整機能も有しており、国から直接権限を移譲されることも可能であるため、当該事務の受け皿になり得る。さらに、福井県、三重県についても、連携県として調整は十分可能である。	近畿圏整備法第9条、第10条、第11条、第12条、第14条、近畿圏の保全区域の整備に関する法律第5条、第7条、近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律第3条	国土交通省	関西広域連合(共同提案)滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市			-	-

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		
	区分	分野									団体名	支障事例	
133	A	権限移譲	土地利用(農地除く)	複数府県に跨がる都市計画区域の指定権限の移譲	複数府県に跨がる都市計画区域の指定権限について、関西広域連合への移譲を求める。	都市計画区域の指定は、地域の実情に応じ、地域の特性をいかにするため、地方公共団体が自主的かつ主体的に取り組むべきであることから、府県内の区域指定の場合は府県の権限となっている。 しかし、二以上の府県の区域にわたる都市計画区域については国の権限となっており、これまで府県域を越えて一体的に発展している地域があっても、府県単位で区域指定を行っている。 今後は、府県を跨がる場合においても一体的に区域指定し、より一体的に調和がとれ、齟齬がないようまちづくりを効率的に進める必要がある。	広域連合は、地方自治法第284条に基づき、「広域にわたる総合的な計画を作成し、その事務の管理及び執行について広域計画の実施のために必要な連絡調整を図り、並びにその事務の一部を広域にわたり総合的かつ計画的に処理する」総合的な権限を持ち、同法第291条の2第4項に基づき、「国の行政機関の長の権限に属する権限の一部を当該広域連合が処理することとするよう要請する」権限を持つ。安定的な団体である。そのため、一部事務組合とは異なり、一部の事務のみならず企画調整機能も有し、防災や観光・文化・産業・医療・環境などの各行政分野も踏まえた関西の将来像を示した広域計画を現に策定しており、各行政分野との調整を一元的に行うことは可能である。したがって、現在は、広域連合域内で複数府県に跨がる都市計画区域はないが、今後、複数府県を跨いで都市計画区域を指定した方が良く考えられる場合に備え、予め当該指定権限を関西広域連合へ移譲し、地方が主体となって指定できることとなれば、一体的に調和のとれたまちづくりを効率的に進めやすくなる。 また、区域指定に当たり国の関与が必要ということであれば、府県が都市計画区域を指定する場合と同様に、国土交通大臣への協議・同意を行うことにより、その懸念は払拭されると思われる。	都市計画法第5条第4項	国土交通省	関西広域連合(共同提案)滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、堺市		-	-
138	A	権限移譲	運輸・交通	観光圏整備実施計画の認定に係る事務・権限の移譲	現在、「全国的見地から効率的に滞在交流型観光の取組を進めるため、観光庁で一元的に実施する必要がある」とされている観光圏整備実施計画の認定に係る事務・権限(広域連合の構成府県市が実施主体である観光圏整備事業は除く)について、広域連合への移譲を求める。 また、広域連合による認定を受けた団体等が、従来の国の認定と同様に、国の特例措置の支援(旅行業法の特例等)が受けられること及び補助事業「観光ブランド確立支援事業」の補助対象者となることを求める。	観光圏事業を外国人観光客の誘導策等と連携させ、地域全体で相乗効果が得られるような仕組みがない。国は広域観光周遊ルート形成促進事業、観光地域ブランド確立支援事業(観光圏事業)、ピジットジャパン事業等の類似の事業について、各々をどのように有機的に連携させていくのかという具体的な考えが示されておらず、事業が重複して実施されないために、運輸局主催による各事業関係者を集めた「事業連携会議」が設けられた。しかし、地域全体で相乗効果が得られるような仕組みがあれば、本来、このような会議は不要であり、国が一元的に地域間の調整を行っていくことが難しいことを示す事例といえる。(国は、各事業を予算執行上の観点で整理しようとしている。) また、現行法の規定では、観光圏整備事業を実施しようとするものは、実施計画の認定申請を関係する市町村又は都道府県を経由して行うが、その場合において市町村又は都道府県は当該計画を検討し、意見を付して国に送付することになっている。そのため、申請者は関係自治体の検討が終わるのを待たなければならぬが、この点において、関西では府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねているところであり、権限が移譲されれば、計画の検討と審査を合わせて行うことが可能であり、認定までに要する処理期間を短縮することができると考える(国の標準処理期間は3箇月)。	急増する訪日外国人観光客を全国各地に波及させるため、広域観光周遊ルート(1週間程度滞在)の形成が進められる中、観光圏(2泊3日以上滞在型)も、国内観光の振興、また、広域的観光周遊ルートの広域観光拠点として、相互に協力し、力を発揮しながら国内外の観光客の受入増に対応していくことが求められており、地域が「連携」「協調」し、相乗効果を生んでいく(仕組み)が必要である。 関西広域連合のような広域行政組織では、地域の状況に詳しく、観光圏整備において計画段階から情報を共有し、域内の他の観光圏や周辺地域、広域観光周遊ルートとの連携など、観光交流圏の広域化を支援していくことが可能である。 また、個々の観光圏ではうまく伝えることができないデスティネーションとしてのエリアイメージを、複数の観光圏が連携して一体的な観光エリアとして発信し、さらなる誘客を図っていくことができる。 現在の観光圏の整備には府県も加わっているが、実際に進めているのは市町村である。それらを円滑に重ねて、観光圏個々の整備に止まらず、圏域を超えて連携させていくには、広域的な地域間の調整ができる広域的な行政組織が適任。関西広域連合は広域観光周遊ルートの形成にも取り組んでおり、トータルに認定事務が行える効果は大きい。 計画の処理期間についても、国の標準処理期間である3箇月を下回ると考えられることから、申請者にとってもメリットがある。	「観光圏の整備による観光客の来訪及び滞在の促進に関する法律」第8条第3項(観光圏整備実施計画の認定)	国土交通省	関西広域連合(共同提案)滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市		-	-
141	A	権限移譲	その他	国土形成計画法に基づく近畿圏広域地方計画に係る提案権の付与	〔現状〕 平成28年3月に決定された「関西広域地方計画」の策定において、関西広域連合が実施した関西圏域の展望研究の成果を計画に反映させるべく(近畿地方整備局に働きかけたが、近畿地方整備局からは、意見を述べなければ構成府県市を通して述べよう求められた。関西広域連合は、関西の広域行政の責任主体として設立された特別地方自治体であるにもかかわらず、現行計画の策定に当たって開催された近畿広域地方計画協議会への正式な参加が認められなかった。現行法において協議会メンバーではない計画区域内の市町村に認められている提案権を関西広域連合にも付与すべきである。(次期計画の策定に当たっては、協議会への正式な参加を別途要請していく。) 〔支障事例〕 関西広域連合の構成団体である府県市においては、通常、他の府県域に関する事項に意見することは困難である。その一方で関西広域連合は広域事務を処理するために設立された特別地方自治体であり、関西全域を対象とした意見を出すことが可能である。しかしながら、現行法の規定では、関西広域連合としての意見を計画に反映させる方法がないため、関西広域連合としては、提案権がないこと自体が支障事例であると考えられる。 内閣府からは、協議会に連合の構成団体全ての連名で意見書を出せば足りるのではないかと指摘があったが、個別の自治体名を出す発言が難しい案件も存在しており、関西広域連合名義である方が、提案できる内容に幅が出てるとともに、関西圏の合意形成が図りやすいと考える。	〔現状〕 関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねている。 そのため、関西広域連合に国土形成計画法による広域地方計画への提案権を付与することは、同計画に対し広域行政からの視点による関西の実情、地域性、独自性を反映した計画の変更を提案することが可能となり、地方公共団体が自主的かつ主体的に取り組む地方創生に寄与し、東京一極集中の是正が図られる。	国土形成計画法第11条	国土交通省	関西広域連合(共同提案)滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、神戸市		-	-	
142	A	権限移譲	その他	近畿圏整備法に基づく整備計画に係る意見聴取の機会の付与	近畿圏整備法に基づく整備計画に係る意見聴取の機会の付与を求める。	〔現状〕 近畿圏整備法では、近畿圏整備計画の策定、変更に当たっては、関係府県・関係指定都市の意見を聴くとされている。関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を平成22年12月に設立しており、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねているところである。近畿圏整備計画に地域の実情をより的確に反映させるため関西広域連合に関係府県・関係指定都市と同じく意見聴取の機会を付与すべきである。 なお、平成28年3月に決定された「近畿圏整備計画」に係る意見照会では、関西広域連合に意見照会が行われなかった。 〔支障事例〕 現行法の規定では、計画の策定、変更時の意見聴取の対象に関西広域連合が含まれておらず、広域行政の責任主体たる関西広域連合としての意見を計画に反映させる方法がない状態であり、関西広域連合としては、意見聴取の対象でないこと自体が支障事例であると考えられる。	関西広域連合に近畿圏整備法による近畿圏整備計画への意見聴取の機会を付与することは、同計画に対し広域行政からの視点による関西の実情、地域性、独自性を反映した計画の変更を提案することが可能となり、地方公共団体が自主的かつ主体的に取り組む地方創生に寄与し、東京一極集中の是正が図られる。	近畿圏整備法第9条、第10条	国土交通省	関西広域連合(共同提案)滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市		-	-

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
177	B 地方に対する 規制緩和	土地利用(農地除)	土地利用審査会の委員の任命に係る議会議決の廃止	土地利用審査会の委員の任命に係る議会議決を廃止する。	<p>【現行制度】 国土利用計画法に基づく土地利用審査会は、各種区域の指定についての審議や、土地取引の届出等に対する勧告についての意見聴取を行うものである。具体的には、審査会は、県が行う規制区域の指定を決定する権限を有しており、現在、その委員の任命に際しては議会の同意が必要とされている。</p> <p>【制度改正の必要性】 昭和49年の制度創設以来、全都道府県で規制区域の指定実績はなく、昭和60年代からの急激な地価高騰時においても、県内一部地域を監視区域として指定した実績のみとなっている。 また、本県が設置する全ての審議会のうち、委員の任命に議会の同意を要することとしているのは、当該審査会及び公害審査会のみとなっている。 こうした実情を踏まえ、規制区域の指定を前提とした審査会委員の議会議決規定を見直す必要がある。</p> <p>【支障事例】 委員の任期満了の都度、議会同意に向けた手続きに係る事務負担が生じているほか、委員の任期途中で欠員が生じた場合、迅速な任命が困難なため、審査会の業務遂行に支障をきたすおそれもある。</p>	議会議決規定が廃止されることで議会同意に向けた手続きに係る事務負担が軽減し、事務の効率化が図られる。	国土利用計画法	国土交通省	石川県		茨城県、神奈川県、川崎市、静岡県、山口県、香川県、大分県、宮崎県	<p>提案県と同様、大分県でも担当課における議案の作成事務等の負担が大きく、他の附属機関の委員の任免手続きと比較しても著しく事務量が多い状態となっている。 本県においても、委員任期である3年ごとに人事議案として議会議決を得る手続きを行っており、事務負担は大きい。 土地利用審査会は、国民の財産権の制約に大きな影響を与えることから、委員の任命について都道府県議会の同意が必要とされている。しかし、同様に国民の財産権の制約に大きな影響を与える開発審査会や建築審査会は、委員の任命について都道府県議会の同意は不要であり、このことを理由とする問題も何ら生じていない。また、現在の監視区域制度は、バブル崩壊と長期にわたる地価の下落、デフレ経済の結果、ほとんど活用されておらず、本県の土地利用審査会も形骸化している。さらに、仮に今後地価の上昇により規制区域に指定され、知事が不許可処分を行った場合も、国土交通大臣への再審査請求が可能であるため、財産権の制約に対する手続きは十分に確保されている。以上から、土地利用審査会委員の任命に対する都道府県議会の同意は法制度上バランスを欠き、必要性も低い。廃止すべきと考える。 【支障事例】委員の任期満了の都度、議会同意に向けた手続きに係る事務負担が生じているほか、平成26年度には委員の任期途中の辞任による欠員が生じ、迅速な任命が困難なため、3月半の間、委員欠員の状態が続いた。 土地利用審査会については、長年審査案件もなく、また、今後の審査見込みもない中で、委員の任期満了の都度、議会同意に向けた手続きに係る事務負担が大きい。 土地利用審査会は、本県においても審査案件がなく、平成10年以降は委員の改選時のみの開催となっている。長期間にわたり審査案件がないにも関わらず常設していることは、結果的に、改選時の事務及び経費を不必要に負担しているものであるとも言える。このようなことから、土地利用審査会のあり方について、しっかりと議論が行われ、現状に即した最善の制度が整備されることを希望するものであり、当該提案の共同提案団体として参画するものである。しかしながら、土地利用審査会が、私権の制限に関わる問題を審議する機関であることを踏まえると、国土利用計画法審議会へ整理・統合する形に固執せず、非常設化や任期の長期化などを含めた慎重な検討が必要であると考えられる。</p>
213	B 地方に対する 規制緩和	土地利用(農地除)	社会資本整備円滑化地籍整備事業に係る社会資本整備総合交付金交付要件の見直し及び明確化	社会資本整備円滑化地籍整備事業については、平成28年度から社会資本整備総合交付金事業の関連事業として創設されたが、事業の実施要件との合致が難しく、また、要件が曖昧であることから、制度のより一層の活用に向けた要件の見直し及び明確化を求める。	<p>選定要件として、対象基幹事業が整備計画(期間5年)に位置付けられることが必要となるが、1工区の地籍調査は、一筆地調査、地籍図・地籍簿作成、閲覧、認証・法務局送付の手続きに数年を要するため、整備計画の前半は地籍調査が主事業になる。このため、基幹事業が1～2年延期され、次期計画に位置付けられた場合には、地籍調査は社会資本整備円滑化地籍整備事業の対象外となる。また、社会資本整備計画において、地籍調査はどの工程まで完了する必要があるかが不明確である。道路事業計画など用地買収が含まれる基幹事業は、事業着手が流動的なため、突如として整備計画に位置付けられた場合には、地籍調査の完了が間に合わない。また、基幹事業の着手予定が現行の整備計画期間より先である場合には、地籍調査は社会資本整備円滑化地籍整備事業として着手できない。さらに、社会資本整備円滑化地籍整備事業による事業効果の定量化が困難であるため、会計検査等での対応が危惧される。 これらのことについて、県を通じて国に意見を伝えたいものの、現在のところ、支障等は解消されないままである。 そのため、現整備計画に位置づけられていない基幹事業についても、基幹事業の将来計画及び地籍調査の実施スケジュールを鑑み、社会資本整備円滑化地籍整備事業として連携ができるように現在の要件を緩和していただきたい。また、基幹事業に先行等して行い、基幹事業の円滑化を図るものということであるが、社会資本整備円滑化地籍整備事業により想定される事業効果を具体的に提示していただきたい。</p>	制度のより一層の活用による、効率的(迅速な用地取得等)な事業実施	社会資本整備総合交付金交付要件 社会資本整備総合交付金交付申請等要領他	国土交通省	指定都市市長会		山口県、北九州市	本市の地籍調査事業は、調査着手から地籍調査成果を法務局に送付するまで約4年を要している。現在の社会資本整備円滑化地籍整備事業の要件では、道路事業などの基幹事業の整備計画(5年間)に位置付けられた後に選定されることとなっており、基幹事業の事業期間の大半を地籍調査に要することとなり、基幹事業を延ばさざるを得なくなってしまう。そのため、本市としても、地籍調査の実施スケジュールを鑑み、本提案のとおり整備計画に位置付けられたい基幹事業であっても、先行して社会資本整備円滑化地籍整備事業との連携が可能となるよう、現在の要件を緩和していただきたい。
264	B 地方に対する 規制緩和	土木・建築	「空家等対策の推進に関する特別措置法」の対象の拡大	一部の住戸に居住者がいる長屋の空き住戸についても、「空家等対策の推進に関する特別措置法」の対象とされたい。	<p>【現状】 府内では、区分所有されている長屋の一部が空き住戸となっており、長年放置されたことにより屋根や柱などの主構造部が腐食し隣の住戸に悪影響を及ぼしている長屋が多数存在している。 【支障事例】 空家等対策の推進に関する特別措置法(以下、「法」という)は、対象となる空家について、第2条において、「建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの」と規定しており、建築物単位で「空家等」に該当するか否かを判断するため、1棟に複数戸が連なる長屋は、一部の住戸に居住者がいれば、法の定める「空家等」とみなされない。そのため、法に基づく固定資産税情報等の利用ができず、登記簿謄本により判明した所有者に対し文書送付を行っているが、転居や死亡されている事案が多く指導等に苦慮しているほか、税制上の措置(勧告に伴う固定資産税の住宅用地特例の適用除外)ができず、改善の動きかけの実効性に支障をきたしている。 【制度改正の必要性】 「平成28年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成28年12月20日閣議決定)において、各地方公共団体の取組事例等について、平成29年度中に情報提供を行う旨の対応方針が示された。 府内でも、自主条例を制定し、法が規制対象としない長屋の空き住戸に対する助言・指導等の措置規定を設けて、対応している自治体はある。しかし、固定資産税情報等の利用や税制上の措置については、法への明記が必要である。</p>	法が施行され、府民に浸透してきたことで、課税情報等を利用して所有者に改善を働きかけ、問題解決に至るケースが増加してきた。府内には管理不全の長屋が多数存在することから、当該長屋の空き住戸についても法の対象とすることで、所有者等の特定や改善の働きかけの実効性が高まり、これまで以上に府民の住環境の改善が図られる。	空家等対策の推進に関する特別措置法 第2条	総務省、国土交通省	大阪府、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都府、大阪府、堺市、堺市、関西広域連合	いわき市、ひたちなか市、桐生市、多治見市、静岡県、豊橋市、松原市、神戸市、伊丹市、愛媛県、田川市、佐賀県、大村市、宮崎市	<p>当市も特性として長屋が多く存在するため、一部居住の長屋の空き家に対しても指導ができるよう自主条例を制定している。法で長屋を担保していただければ、幸いである。 戸建て住宅では、相続登記が適切になされておらず、その所有者の特定に時間を要しているものがあるため、今後、同様の事例が発生するおそれがある。 当団体で、老朽建築物を対象とした条例を制定している。条例により、居住実態等がある家屋であっても、周辺環境に対して危険な状態であれば一部が空き家となっている長屋も対象としてその解消措置をとるよう所有者に求められる。しかし、税情報の利用等については、条例ではなく法律で規定すべき事項であり、現状では長屋等における所有者特定は、戸建空き家と比べて難しい状況となっている。 当市においても、一部の空き住戸が著しく危険な状態であるにもかかわらず、別住戸に居住者がいる長屋住宅がある。居住している方の生活や生命を脅かす可能性のある状態は、好ましいものではないと考えているが、空家等対策の推進に関する特別措置法の適用外となり対応に苦慮している。 長屋等については、大半が空き家となっても、居住者が一人でもいる場合は、特別措置法に基づく空家等に該当しないことから、空家対策の主体である市町が対策を講じることができないのが現状である。当県でも炭鉱住宅がまだ数多く残っていることから、同様の支障事例がある。長屋等についても、市町が空家対策の一環として取り組めるよう、制度改正は必要と考える。 区分所有されている長屋において、一部住戸に居住者がいるために、管理不十分な状態の空き住戸があっても特措法に規定する措置の対象とならないのが市内には多く存在する。長屋は構造的に一体であるため、隣接する住戸へ雨水が侵入するなど、周辺への影響度は戸建住宅より高い場合がある。また、居住者が空き住戸部分の管理をすることは不可能であることから、一部居住のある長屋であっても、特措法に規定する措置の対象とすべきと考える。 当市において、長屋の一部は破損は建築基準法の危険建築物として対応している。空家等対策の推進に関する特別措置法と建築基準法での調査権限、措置に違いがあることから、長屋に限らず周辺に悪影響を及ぼしている建築物は、空き家であるか否かによってその取扱いが異なるため、業務に支障をきたしていることから、本提案は妥当であると考えられる。 当市でも同様に居住者がいる長屋の空き室が管理が悪く、倒壊のおそれがあるなどの相談が寄せられ、対応に苦慮した事例がある。 当市においては、条例を制定し、空家空地対策に取組んでいるところであるが、所有者調査における固定資産税情報の取得に関しては法根拠が必要であるため、提案団体と同様の支障事例が生じている。 当市においても長屋の一部の空き家が倒壊や部材の落下などにより周辺の居住環境に悪影響を及ぼしているものが古くからの市街地に多数存在している。これらの空き家を法の対象とし、課税情報等の利用による迅速な所有者の特定及び法を根拠とすることによる是正指導等の実行性を高めることで、早期に危険箇所の是正改善を促進する。 当市においては、戦時中に建てられた長屋が多数存在しており、その多くが老朽化した状態で、周辺住民からの苦情も多く(大変苦慮している)、これらの長屋にも特措法が適用できるようになれば、指導・助言、勧告、命令と適切に対処することが可能となる(少なくとも区分所有している長屋については特措法が適用できるようにしてもらいたい)。 当市においても、老朽化した長屋住宅の一部についての相談を受けているが、法では空家等と定義されていないため、固定資産税情報等の利用ができず、登記簿謄本により判明した所有者に対し文書送付を行っているが、転居や死亡されている事案が多いため、対応に苦慮している。</p>	

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容		制度的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野		具体的な支障事例	団体名							支障事例	
266	B 地方に対する規制緩和	土木・建築	「建築物の耐震改修の促進に関する法律」における固定資産税情報の利用	戸別訪問やダイレクトメールでの耐震化の普及啓発を行う際、建物所有者や建築年数の特定が出来ない場合がある。普及啓発を容易にするよう「空家等対策の推進に関する特別措置法」と同様固定資産税情報の利用を「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に位置づけること。	対象となる昭和56年以前の木造住宅の所有者に対し耐震化の必要性を確実に普及啓発を行うためには「建築年」と「所有者」の特定が必要となるが、市内には対象となる住宅が351万戸あり、その特定に時間と手間を要する。多数の者が利用する建築物は府内に約5万棟あり、耐震化の調査はその建築物の所有者に対しアンケートを郵送し耐震化の必要性を普及啓発しているが、宛所無しで所有者にアンケートが届いていない建築物が約2,900棟あり普及啓発ができていない。	固定資産税情報の利用により、建物所有者や建築年数が特定でき、耐震化が必要な所有者に対し、普及啓発を的確に行うことが可能	建築物の耐震改修の促進に関する法律	国土交通省	大阪府、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都府、関西広域連合	いわき市、練馬区、神奈川県、藤沢市、長野県、高山市、静岡県、浜松市、西尾市、高槻市、鳥根市、浜田市、広島県、徳島市、高松市、愛媛県、佐賀県、大分県、宮崎県	昭和56年以前の建築確認台帳のみで建物が現存しているかや、現在の所有者が誰であるかを特定することは困難である。 当団体でも、今年度ダイレクトメールにより耐震化の啓発を予定している。建築確認申請の情報から昭和56年以前に建築した物件を抽出し、建築主あてに物件所在地へ送付する予定であるが、賃貸している場合または建築時から物件所有者が変更となっている場合には所有者に届かない。ダイレクトメールが返送されてきた物件に対して、固定資産税の情報が利用できれば、所有者を特定して再送できることとなる。固定資産税の所有者および居住地情報が確定できれば、建築物耐震化の啓発を行う上で、極めて有効である。 当県においては、木造住宅耐震診断事業を実施する際、建築年月及び所有者を確認できる書類の提出を求めている。固定資産税情報を活用できれば、所有者の負担軽減につながるが、耐震化促進に寄与するものと考えられる。 当市においても昭和56年以前の木造住宅が約15,000戸存在するため、固定資産税情報を利用し、ダイレクトメールの送付を検討していたが、地方税法第22条の守秘義務により提供を受けることができなかった。そこで、登記情報により所有者を特定し、送付を行うこととしたが、一部の住宅で所有者が亡くなったまま所有権の移転が行われていない等現在の所有者にダイレクトメールが届かないことが予想されている。固定資産税情報が利用できれば、所有者又は所有者特定につながる納税義務者に対して的確にダイレクトメールを送付できるため、耐震化の必要性について確かな普及啓発が可能となり、耐震化の促進につながる。 県内市町村で所有者の按込みが苦慮している現状があり、固定資産税情報の利用を求める声がある。固定資産税情報の利用が可能となれば、建築年や所有者の特定が容易となり、所有者へ効果的な働きかけが可能となる。 対象となる昭和56年以前の木造住宅の所有者に対し耐震化の必要性を確実に普及啓発するためには「建築年」と「所有者」の特定が必要となるが、市内には対象となる住宅が約2万4千戸あり、その特定に時間と手間を要する。 当県においても、住宅や建築物の耐震化の普及啓発の対象者や、沿道建築物の所有者の特定に時間と手間を要している。固定資産税情報の利用による所有者や建築年数の特定は、普及啓発を迅速かつ的確に行うためにも必要であると考えられる。 昭和56年以前の木造住宅の所有者に対して、訪問による耐震啓発を市内全域を対象区域として行っているが、対象建築物を特定するために固定資産税情報を利用することができれば現地訪問におけるロスが大幅に軽減される。 建築物の耐震化の促進に、対象建築物の所有者に直接啓発することは有効と考えられ、その点において、固定資産税情報を利用できるようにすることは有用である。 戸別訪問やダイレクトメールでの耐震化の普及啓発を行う際、建物所有者や建築年数の特定が出来ない場合がある。普及啓発を容易にするため法改正をしていただきたい。 当市においても、戸別訪問やダイレクトメールによる耐震化の普及啓発活動に関して、所有者・建築年次の特定のため、固定資産税情報の利用は必要性が高いと考えている。特に耐震化の行われていない木造住宅(約3万8千戸)に対して普及啓発を行うことは、想定される東海・東南海地震での被害を軽減するため、急務と捉えており、それを実現するため、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に位置づけることは重要であると考えられる。 当市においても昭和56年以前の木造住宅の所有者に対し、耐震改修促進事業の普及啓発を的確に行うために固定資産税情報の利用を行うことが必要と考えている。 市広報などの紙媒体による一方通行の啓発では、効果に限界があった。しかし、あらかじめ訪問する住宅を見極めて行う耐震診断ローラー作戦は、効率的、効果的であると考えられる。固定資産税情報利用に対する制度緩和をの提案する。 昭和56年以前の建築物の所有者の意識が低い現状があることをふまえて、旧耐震の建築物の所有者を対象とした、戸別訪問等の個別対応が有効と考えられるが、所有者の特定が困難であるため、固定資産税情報の利用は有効であり、法に位置づけるべき内容と考えられる。 当市では、市広報、ホームページ等を活用した普及・啓発により、耐震補助を活用した住宅の耐震化に一定の成果が得られているが、昭和56年以前の建物の現在の情報が得られないことになれば、既耐震診断等の独自情報との突合から未耐震診断等の建物が割り出されることがなくなり、個別の通知等が行えることで、より効率的かつ効果的な耐震化の促進が図られるものと考えられる。 当市において、耐震化の普及啓発のため、戸別訪問を実施するなど市民に広く周知し、事業促進に向け取り組んできたところであるが、該当家屋の抽出に苦慮していたことから、固定資産税情報の活用により、的確な該当家屋の抽出が可能と考えられる。 当県内においても、耐震化の対象となる(可能性がある)が、他の方法では所有者や建築年数が特定できないと見込まれる物件があるため、固定資産税情報の利用を希望する。 固定資産税情報の利用を法律に位置づけることにより、耐震化の普及啓発を行う対象の明確化が容易になるとともに、耐震化促進税制の対象も把握できる。 耐震診断義務化建築物・所有者の把握等が困難な場合がある。また、住宅は建築年度の把握ができないため、対象以外の住宅も含め、周知啓発せざるを得ず、効率が悪いものとなっている。 耐震改修促進法では、多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、緊急輸送道路等の避難路を地方公共団体が指定することにより、地震によって倒壊した場合に道路を開通する恐れのある沿道建築物について、耐震診断の実施及び診断結果の報告を義務付けることが可能とされている。耐震診断等を義務付けるためには、対象建築物の所有者の特定が必要であるが、登記情報等では、特定が困難な場合がある。		
293	A 権限移譲	土地利用(農地除)	区域区分の決定・都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定権限の移譲	都市計画法第15条第1項において「次に掲げる都市計画は都道府県が、その他の都市計画は市町村が定める。 一 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画 二 区域区分に関する都市計画」と規定されているが、区域区分の決定と都市計画区域の整備、開発及び保全の方針について、市への権限移譲を求める。	本市が市街化区域への編入を希望している区域であっても、大阪府が定める区域区分変更の基本方針に適合しない場合は、市街化区域へ編入できない。	大阪府では、通常5年毎に区域区分(市街化区域と市街化調整区域の区分)の見直しを行っており、その際、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に整合する区域区分変更の基本方針を定めている。しかし、市が独自のまちづくりを進めようとする中、区域区分の見直しの時期や基本方針により、市が進めようとするまちづくりは、限定されたものとなっている。 区域区分の決定と都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の権限を市に移譲することで、市独自のまちづくりが展開でき、開発事業等の計画に合わせた迅速な対応が可能となると考えている。	都市計画法第15条第1項	国土交通省	松原市	-	-	本市及び地域住民が市街化区域への編入を希望している地区があるが、埼玉県が定める区域区分の変更方針に合致せず、他の手法に依ることができないか苦慮している。 区域区分や都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画は、人口や産業ブレイムに影響を及ぼすものであり、市町村単位ではなく広域での調整が必要と考えられる。	
295	B 地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	「防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の対象要件に緩和	「防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の対象要件について、要配慮施設単独移転の場合でも措置の対象とする。	防災集団移転促進事業として国庫補助を受けるためには、その区域が10戸以上の規模である必要がある。ところが、本市南部に位置する津波浸水被害が予測されるエリアにおいて、老人福祉施設・特別養護福祉施設が存在するものの、周囲に住宅等が存在しないため、集団移転事業としての要件を満たさず措置対象とならない。 南海トラフ特措法においては、集団移転に関連して、移転が必要と認められる高齢者、障害者、乳幼児、児童、生徒その他の迅速な避難の確保を図るために特に配慮を要する者が利用する施設(要配慮施設)の用に供する土地も当該補助の対象として認められている。	要配慮者利用施設が単独で存在する場合にも措置対象とすることで、当該施設の高台移転がスムーズに行われ、浸水リスクが低減される。	「防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令第1条 ・南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第12条第1項第4号	内閣府、国土交通省	豊橋市	ひたちなか市	-	-	

環境省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
127	A	権限移譲	環境・衛生	土壌汚染対策法に係る事務・権限の移譲	当該事務権限については、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合は、国に権限があるもの、一の府県域に限られる場合は、権限が府県に移譲されているものであり、国と地方が同じ業務を行っているものである。国に権限が預けられているのは、府県域を跨ぐ場合は、広域的な判断が必要であるためと考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねているところである。府県をまたぐ場合の権限を関西広域連合に移譲することにより、国と地方(関西広域連合)に任せざるべきである。	関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねている。当該事務権限の移譲が実現すれば、府県が実施している事務と広域連合に移譲された事務の整理・集約など役割分担を検討することにより、より効率的かつ効果的な執行体制を構築することが可能となり、国と地方の二重行政の解消及び事業者等の利便性の向上が図られる。	土壌汚染対策法第3条第1項、第35条、第36条第5項、第37条第1項、第39条、第40条、第43条、第44条、第54条第1・5項、第56条第1	環境省	関西広域連合		酒田市	-
135	A	権限移譲	環境・衛生	国立公園の管理に係る地方環境事務所長権限の移譲	法定委託し府県を経由している地方環境事務所長権限案件の場合、景観回復のための樹木の伐採といった軽微な案件にも関わらず、処理期間が1〜2ヶ月程度かかるなど、事務処理に時間を要している。	国立公園の特別地域、特別保護地区、海域公園地区の各区域内における行為の許可権限、利用調整地区の区域内へ立ち入り制限されている期間内に立ち入らうとする場合の認定権限、普通地域の届出処理権限等地方環境事務所長へ委任されている各権限に限る。中止命令、報告徴収、立入検査を含む。については、一定の限られた範囲内の軽微な地方環境事務所長権限の案件であり、国立公園の保護と適正な利用の推進を適切かつ迅速に処理する観点から、開発と保護のチェック＆バランスを確保した運用をすべきであり、総合行政を担う地方公共団体が処理することにより、地方環境事務所長が担うよりも、効率的に処理できるばかりか、保護と利用の適切な推進に資する。特に、観光客を国立公園に呼び込もうと商業施設の開設規制を緩めようとしており、観光行政を担う地方公共団体が処理することにより、迅速、かつ、保護と利用のバランスを考慮した効率的・効果的な対応が可能となる。なお、許認可事務の執行については、地方公共団体が実施している他の許認可と同様、環境省における許可に関する審査基準や全国的・国際的な見地による環境省の技術的助言に基づき、適切に運用することは当然、可能であり、国が一義的に責任を負って行われる国立公園の管理を担うものではない。また、総合行政を担う地方公共団体が処理する意義は大きく、法定委託している府県では、保護と利用の適切な推進に係るきめ細かな対応と事務処理の効率化に大きく寄与している。	自然公園法第20条第3・6・7・9項、第21条第3・6・7項、第22条第3・6・7項、第23条第3項第7号、第24条、第30条、第32条、第33条、第34条、第35条	環境省	関西広域連合		-	
136	A	権限移譲	環境・衛生	国立公園に関する公園計画の決定等権限の移譲	国立公園は、国において公園区域を定めて指定し、公園計画を決定しているが、国立公園の管理責任者は都道府県である。国立公園の保全と活用をめぐる価値の多様化やニーズ変化は急速に進行しており、地域の環境保全の責任を担っている地方自治体のインシアティブなしには充実した管理運営は望めない状況にあり、国が決定した計画に基づき府県が管理するという、現行の枠組みは、地方自治体のインシアティブを発揮しにばかりか、府県の自主性・主体性を損なう制度である。具体的には、兵庫県平成18年の水ノ山後山郡城山国立公園の計画変更の例では、遼原・草原が失われている地域の自然再生施設の追加等を行う軽微な計画変更をおこなったが、事前協議から環境大臣への申出(平成17年8月19日)、決定(平成18年8月1日)まで約2年近く要した。また、野営場、園地、遊歩道、駐車場、宿舎等の利用促進の観点から施設配置の利用施設計画の機動的な見直しが必要であるが、現状状況の説明のため、詳細な資料作成、調査等が必要となるなど、軽微な公園計画の見直しは躊躇せざるをえない状況にある。国から地方に権限が移譲されたとしても、自然公園法等の基準のもと公園計画決定することに変わりはない。地方公共団体の協議に基づき、国の関係機関と調整の上、必要な助言(同意を要しない協議)を行うことで、国の関与は一定存知される。専門家への意見聴取については、府県の審議会に意見を聞くことで代替可能である。自然公園を指定する主体が公園計画を決定する必要性はなく、むしろ公園計画に基づいて管理する主体が責任を持って公園計画を決定することにより、適切な管理が可能となる。	国立公園に関する公園計画の決定権限について、地域の特性や事情を熟知した府県への移譲を基本とす。建設府県に跨がる国立公園については、関西広域連合に権限を移譲することにより、構成府県の迅速かつ効果的な調整も、国立公園の適切な保護と利用促進、きめ細やかで、高い水準の維持が可能となる。	自然公園法第7条第2項、第8条第2項	環境省	関西広域連合		-	